

【表紙】

| | |
|--|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 平成22年7月26日提出 |
| 【発行者名】 | フィデリティ投信株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表執行役 トーマス・バルク |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー |
| 【事務連絡者氏名】 | 赤川 和人 |
| 【電話番号】 | 03 - 4560 - 6000 |
| 【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受 益証券に係るファンドの 名称】 | M U F G ・ フィデリティ ・ 退職金活用ファンド（安定 型） M U F G ・ フィデリティ ・ 退職金活用ファンド（安定成 長型） M U F G ・ フィデリティ ・ 退職金活用ファンド（成長 型） |
| 【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受 益証券の金額】 | 各ファンド1兆円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当ありません。 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成22年1月26日付けをもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するとともに、その他の情報について訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（４）【発行（売出）価格】

<訂正前>

（略）

（略）

発行価格の基準となる基準価額につきましては、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、M U F G・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）は、「MU安定」、M U F G・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）は、「MU安成」、M U F G・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）は、「MU成長」としてそれぞれ略称で掲載されます。）

<訂正後>

（略）

（略）

発行価格の基準となる基準価額につきましては、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、M U F G・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）は、「MU安定」、M U F G・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）は、「MU安成」、M U F G・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）は、「MU成長」としてそれぞれ略称で掲載されます。）

（５）【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料率は2.10%（税抜き* 2.00%）を超えないものとします。

申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

*（略）

（略）

（略）

<訂正後>

申込手数料率は2.10%（税抜き* 2.00%）を超えないものとします。

申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

*（略）

（略）

(略)

(6) 【申込単位】

<訂正前>

(略)

販売会社の申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

<訂正後>

(略)

販売会社の申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

(8) 【申込取扱場所】

<訂正前>

販売会社においてお申込みを行なうものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。

<訂正後>

販売会社においてお申込みを行なうものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。

(10) 【払込取扱場所】

<訂正前>

申込代金は、お申込みの販売会社に払込むものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。

<訂正後>

申込代金は、お申込みの販売会社に払込むものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。

(12) 【その他】

<訂正前>

～ (略)

スイッチング

(略)

上記にかかわらず、販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。また、販売会社によっては、安定型・安定成長型・成長型のいずれかひとつのファンドのみの取扱いを行なう場合があります、これに伴いスイッチングの取扱いを行わないことがあります。なお、スイッチングの取扱い内容は、販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

~ (略)

<訂正後>

~ (略)

スイッチング

(略)

上記にかかわらず、販売会社によってはスイッチングの取扱いを行わない場合があります。また、販売会社によっては、安定型・安定成長型・成長型のいずれかひとつのファンドのみの取扱いを行なう場合があります、これに伴いスイッチングの取扱いを行わないことがあります。なお、スイッチングの取扱い内容は、販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

~ (略)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

ファンドの目的

主として、フィデリティ・日本株式・マザーファンド、フィデリティ・海外株式・マザーファンド、フィデリティ・国内債券・マザーファンド、フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド、フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド、フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」、または必要に応じて各々を「マザーファンド」ということがあります。）の各受益証券への投資を通じて、国内株式、海外株式、国内債券、海外債券、国内外の不動産投資信託（REIT）、国内短期債券・短期金融商品へ実質的に分散投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンド5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を増額することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|---------|--------|----------------------|
| 単位型投信 | 国内 | 株式 債券 |
| 追加型投信 | 海外 | 不動産投信 |
| | 内外 | その他資産 () 資産複合 |

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信

託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内 外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合...目論見書又は投資信託約款において、株式、債券および不動産投信の複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---|--------------|-----------------|------------------|-----------|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年1回 | グローバル (含む日本) | | |
| | 年2回 | 日本 | | |
| | 年4回 | 北米 | ファミリーファンド | あり () |
| 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年6回 (隔月) | 欧州 | | |
| | 年12回 (毎月) | アジア | | |
| | 日々 | オセアニア | | |
| 不動産投信 | その他 () | 中南米 | ファンド・オブ・ ファンズ | なし |
| その他資産 (投資信託証券) | | アフリカ | | |
| 資産複合 (株式(一般), 債券(一般), 不動産投信) | | 中近東 (中東) | | |
| 資産配分固定型 資産配分変更型 | | エマージング | | |

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産(投資信託証券)...目論見書又は投資信託約款において、投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。

資産複合(株式(一般), 債券(一般), 不動産投信)...目論見書又は投資信託約款において、主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものおよび債券のうち公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものならびに不動産投信(不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券をいいます。)の複数の資産に投資する旨の記載があるものをいいます。

資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、株式、債券および不動産投信の複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

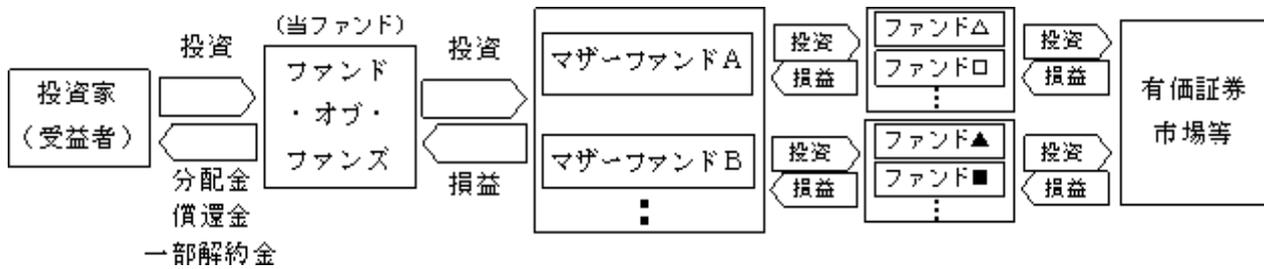
グローバル(含む日本)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(含む日本)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

なし...目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

(参考) ファンド・オブ・ファンドの仕組み

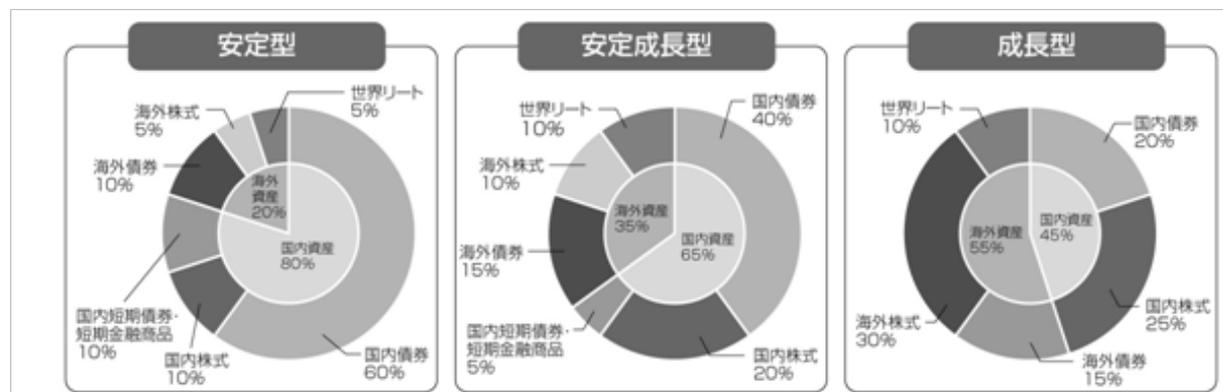


ファンドの特色

1 「退職金活用」のため

セカンドライフの資産運用商品として、安心して長く保有いただけることを目指すファンドです。

■長期で安定的な運用を目指した3つのファンドをご用意しました。



※ 各マザーファンドの受益証券の資産配分は、概ね投資信託財産の純資産総額に対して上記の比率を基本投資配分とします。

※ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※ 上記は2010年3月時点の判断であり、運用環境の変化により今後変更される可能性があります。

● 主として、6つのマザーファンド*を通じて、国内株式、海外株式、国内債券、海外債券（投資適格債を中心に、一部ハイ・イールド債券、エマージング債券を含みます。）、国内外の不動産投資信託（REIT）、国内短期債券・短期金融商品へ実質的に分散投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

● 各マザーファンドへの投資は、原則として基本投資配分に対して概ね中立を維持します。（ただし、将来的に、運用環境の変化により、基本配分比率を調整することや、異なる資産クラスを追加する可能性があります。）

● 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません**。

* 「フィデリティ日本株式・マザーファンド」、「フィデリティ海外株式・マザーファンド」、「フィデリティ国内債券・マザーファンド」、「フィデリティワールド債券・マザーファンド」、「フィデリティワールドREIT・マザーファンド」、「フィデリティ円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド」

** ただし、フィデリティ国内債券・マザーファンドおよびフィデリティ円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドにおいて、外貨建資産を組入れる場合には原則として為替ヘッジを行ないません。

※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■それぞれのファンド間で、スイッチングを行なうことができます。

● 一方の換金と他方の購入を同時に申し込んだものをスイッチングとして取扱います。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日および英国における休業日にはお申込みの受付は行ないません。（詳細については販売会社にお問い合わせください。）

「退職金活用」を含むセカンドライフの資産運用においては、安心感をもって長く保有できることが極めて重要です。同時に、インフレに対する考慮も必要で、一般にインフレに抵抗力があるとされる株式やリート等への投資も検討する必要があるといわれています。

2

「退職金活用」のため
毎月や隔月などの多頻度の定期分配を行なわないファンド*です。

- セカンドライフの資産運用にとって、「**必要なときに必要な金額を換金できる**」という**安心感を背景にした長期運用**が重要ではないでしょうか。当ファンドは、全受益者に一律の金額が支払われる「分配」を頻繁に行なわず*、お客様ご自身の必要に応じて無手数料で換金をしていただくファンドです（換金手数料および信託財産留保額は課されません）。

* 当ファンドも年1回の決算時には投資信託約款に定める「収益分配方針」に基づいて分配を行なう予定です。

- 多頻度で高水準の分配を目的に、高い利息等収入を期待して海外債券等にすべてを投資するファンド等に比べると、当ファンドの資産配分は国内資産が多く**なっています。このことにより、**長期にわたって安定的かつ効率的な運用**を目指します。

** 当ファンドも実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行なわないため、為替リスクがあります。

3

「退職金活用」のため
主として世界中のフィデリティのファンドを通じて、複数の資産に分散投資を行なうファンドです。

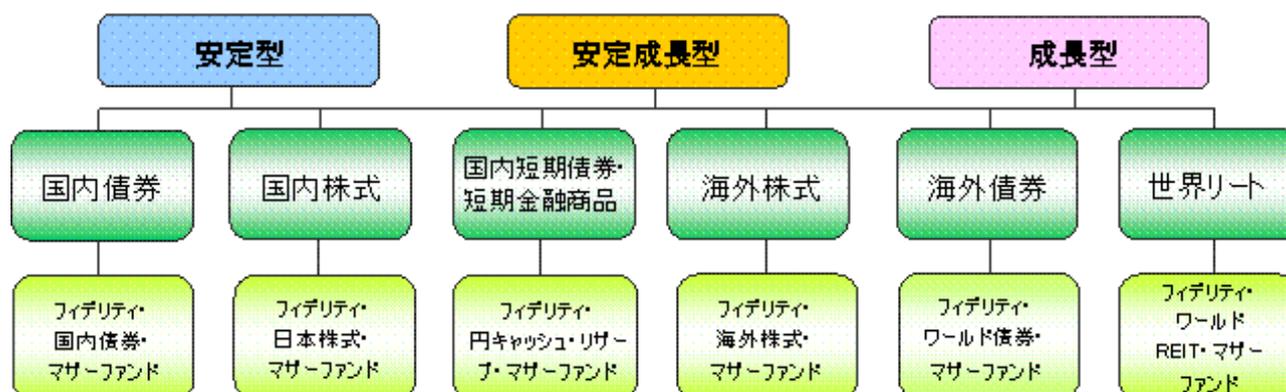
- 各資産への投資は、主として世界中のフィデリティのファンドを通じて行ないます。それらの中には既に長い実績のあるファンドや、現在日本から投資のできないファンドも含まれます。
- 投資対象ファンドの運用は、フィデリティの総勢504名（2010年3月末現在）の債券・株式・REITのアナリストによる徹底した調査を活用します。

※ FIL LimitedおよびFMR LLCとそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。

世界中のフィデリティのファンドへ分散投資

各マザーファンド*の運用は、フィデリティが運用する国内外の投資信託証券への投資を通じて行ない、ファンド分散・地域（種別）分散を図ります。

* フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンドを除きます。



(2) 【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

(略)

委託会社およびファンドの関係法人

(略)

(a) (略)

(b) 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)再信託受託会社は、受託会社からファンドの資産管理業務の委託を受けた受託銀行です。

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

(略)

(c) (略)

(略)

委託会社の概況

(a) 資本金の額 金10億円（2009年11月末日現在）

(b) ~ (c) (略)

(d) 沿革

1986年 フィデリティ投資顧問株式会社設立

1987年 投資顧問業の登録

同年 投資一任業務の認可取得

1995年 投資信託委託業務の免許を取得、社名をフィデリティ投信株式会社に変更、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営

2007年 金融商品取引業の登録

(e) 大株主の状況

(2009年11月末日現在)

| 株主名 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|--------------------------|------------------------------|---------|------|
| フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社 | 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー | 20,000株 | 100% |

(f) (略)

< 訂正後 >

(略)

委託会社およびファンドの関係法人

(略)

(a) (略)

(b) 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

(略)

(c) (略)

(略)

委託会社の概況

(a) 資本金の額 金10億円（2010年5月末日現在）

(b) ~ (c) (略)

(d) 沿革

1986年11月17日 フィデリティ投資顧問株式会社設立1987年2月20日 投資顧問業の登録同年6月10日 投資一任業務の認可取得1995年9月28日 社名をフィデリティ投信株式会社に変更同年11月10日 投資信託委託業務の免許を取得、投資顧問業務と投資信託委託業務を併営2007年9月30日 金融商品取引業の登録

(e) 大株主の状況

(2010年5月末日現在)

| 株主名 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|--------------------------|------------------------------|---------|------|
| フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社 | 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー | 20,000株 | 100% |

(f) (略)

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

(略)

ファンドのベンチマーク^{*1}

(略)

MSCI コクサイ インデックスとは、世界各国の日本を除く先進国22ヵ国（2009年9月末日現在）を投資対象国として、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社（MSCI社）の算出する株価指数です。ただし、投資対象国については、定期的に見直しが行なわれますので変動することがあります。

MSCI コクサイ インデックスに関する著作権、およびその他知的所有権はMSCI社に帰属しております。MSCI社が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI社は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI社は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Barraの許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

(略)

運用方針

(略)

(a) フィデリティ・日本株式・マザーファンド

(略)

* 1 フィデリティ・日本株式・マザーファンドのファンド・ユニバースは、2010年1月26日現在以下の通りです。

(略)

(b) フィデリティ・海外株式・マザーファンド

(略)

* 2 フィデリティ・海外株式・マザーファンドのファンド・ユニバースは、2010年1月26日現在以下の通りです。

(略)

- フィデリティ・ファンズ - アジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

(略)

（新設）

(c) フィデリティ・国内債券・マザーファンド

(略)

* 3 フィデリティ・国内債券・マザーファンドのファンド・ユニバースは、2010年1月26日現在以下の通りです。

(略)

(d) フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド
(略)

* 4 フィデリティ・ワールド債券・マザーファンドのファンド・ユニバースは、2010年1月26日現在以下の通りです。

(略)

- フィデリティ・ファンズ・コア・ユーロ・ボンド・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人) -

(略)

- フィデリティ・スターリング・ボンド・ファンド(英国籍証券投資法人)

(略)

2010年3月末までに設定予定です。

(新設)

(e) (略)

(f) フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド
(略)

* 5 フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドのファンド・ユニバースは、2010年1月26日現在以下の通りです。

(略)

<訂正後>

(略)

ファンドのベンチマーク*¹

(略)

MSCI コクサイ インデックスとは、世界各国の日本を除く先進国22カ国(2010年3月末日現在)を投資対象国として、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社(MSCI社)の算出する株価指数です。ただし、投資対象国については、定期的に見直しが行なわれますので変動することがあります。

MSCI コクサイ インデックスに関する著作権、およびその他知的所有権はMSCI社に帰属しております。MSCI社が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI社は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI社は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Barraの許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

(略)

運用方針

(略)

(a) フィデリティ・日本株式・マザーファンド
(略)

* 1 フィデリティ・日本株式・マザーファンドのファンド・ユニバースは、2010年7月9日現在以下の通りです。

(略)

(b) フィデリティ・海外株式・マザーファンド
(略)

* 2 フィデリティ・海外株式・マザーファンドのファンド・ユニバーズは、2010年7月9日現在以下の通りです。

(略)

- フィデリティ・ファンズ - アジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド
(ルクセンブルグ籍証券投資法人) -

(略)

2010年7月9日付けで、ファンド名が「フィデリティ・ファンズ - アジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド」から変更されました。また、主な投資対象及び投資目的も変更されました。

(c) フィデリティ・国内債券・マザーファンド
(略)

* 3 フィデリティ・国内債券・マザーファンドのファンド・ユニバーズは、2010年7月9日現在以下の通りです。

(略)

(d) フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド
(略)

* 4 フィデリティ・ワールド債券・マザーファンドのファンド・ユニバーズは、2010年7月9日現在以下の通りです。

(略)

- フィデリティ・ファンズ - コア・ユーロ・ボンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人)

(略)

- フィデリティ・ストラテジック・ボンド・ファンド (英国籍証券投資法人) -

(略)

2010年1月22日付けで、ファンド名が「フィデリティ・スターリング・ボンド・ファンド」から変更されました。

(e) (略)

(f) フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド
(略)

* 5 フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドのファンド・ユニバーズは、2010年7月9日現在以下の通りです。

(略)

(2) 【投資対象】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

投資対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- 1．有価証券
- 2．金銭債権
- 3．約束手形

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの各受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．国債証券
- 2．地方債証券
- 3．特別の法律により法人の発行する債券
- 4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 5．短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。以下同じ。）
- 6．コマーシャル・ペーパー
- 7．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1．から6．までの証券または証書の性質を有するもの
- 8．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
- 9．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資口を含みます。）
- 10．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1．から5．までの証券および7．の証券または証書のうち1．から5．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は現先取引および債券貸借取引に限り行なうことができます。また、8．の証券および9．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

上記にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託

を除きます。)

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

その他の投資対象

1. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
2. 投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
3. 投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。

受託会社は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、受託会社および受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この段落において同じ。）、投資信託約款に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託会社における他の信託財産との間で、前記、および1.から4.に定める資産への投資を、信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。かかる取扱いは、本ならびにその他投資信託約款に規定される場合における委託会社の指図による取引についても同様とします。

ファンド・ユニバースの概要（2010年7月9日現在）

注）下記の記載事項は、当該投資対象ファンド固有の事情により変更される場合があります。

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・日本成長株・ファンド（適格機関投資家専用） |
| 設定形態 | 国内証券投資信託 |
| 主な投資対象 | フィデリティ・日本成長株・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。 |
| 委託会社等 | 委託会社：フィデリティ投信株式会社 |
| 投資目的 | マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に、積極的な運用を行なうことを基本とします。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。） ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 |
| 費用 | <p>信託報酬：純資産総額に対し年率0.8715%（税抜き0.83%） 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 11月30日 |
| 分配方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。 |

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・マネー・プール（適格機関投資家専用） |
| 設定形態 | 国内証券投資信託 |
| 主な投資対象 | フィデリティ・マネー・プール・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。 |
| 委託会社等 | 委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの運用指図に関する権限はFIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドに委託します。 |
| 投資目的 | マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）に投資を行ない、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公社債への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 株式への実質的な直接投資は行ないません。 ・ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。） ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 |
| 費用 | <p>信託報酬：純資産総額に対し以下に掲げる信託報酬率を乗じて得た額とします。</p> <p>信託報酬率は、各月ごとに決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの当該率は、各月の前月の最終営業日を除く最終5営業日間における短資協会が日々発表する無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じた次に挙げる率とします。</p> <p>当該平均値が1.00%以上の場合 年率0.4725%（税抜き 0.45%）</p> <p>当該平均値が0.65%以上1.00%未満の場合 年率0.42%（税抜き 0.40%）</p> <p>当該平均値が0.30%以上0.65%未満の場合 年率0.1785%（税抜き 0.17%）</p> <p>当該平均値が0.20%以上0.30%未満の場合 年率0.06825%（税抜き 0.065%）</p> <p>当該平均値が0.20%未満の場合 年率0.007875%（税抜き 0.0075%）</p> <p>税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |

| | |
|-------|--|
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 11月30日 |
| 分配方針 | <ul style="list-style-type: none">・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。 |

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズ - アメリカン・ディバーシファイド・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Funds-American Diversified Fund |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV） / オープンエンド型 / 米ドル建て |
| 主な投資対象 | 時価総額が小型、中型、大型の米国企業の株式を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ. |
| 投資目的 | 主として時価総額が小型、中型、大型の米国企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。ファンドは業種や時価総額の分散を図りながら、米国株式市場の中核的なポートフォリオを提供することを目指します。ファンドは主として銘柄選択により付加価値をつけることを目指します。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | 管理報酬：1.50% <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズ - アメリカ・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Funds-America Fund |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV) / オープンエンド型 / 米ドル建て |
| 主な投資対象 | 米国の株式を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ) 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ) 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL(ルクセンブルグ)エス.エイ. |
| 投資目的 | 主として米国の株式に投資を行ないます。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | <p>管理報酬：1.50%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズ - アメリカン・グロース・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Funds-American Growth Fund |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV） / オープンエンド型 / 米ドル建て |
| 主な投資対象 | 本店所在地が米国にあるか、あるいは主たる業務活動が米国にある企業の株式を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ. |
| 投資目的 | 主として、本店所在地が米国にあるか、あるいは主たる業務活動が米国にある企業の株式に投資を行ない、集中度の高いポートフォリオ運用を通じて長期的な元本の成長を目指します。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | <p>管理報酬：1.50%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ブルーチップ・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Funds-Euro Blue Chip Fund |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV） / オープンエンド型 / ユーロ建て |
| 主な投資対象 | EMU加盟国の優良企業の、主としてユーロ建ての株式を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ. |
| 投資目的 | 主として、EMU加盟国の優良企業の、主としてユーロ建ての株式に投資を行ない、長期的な元本の成長を図ることを目標とします。新たな加盟国が追加された場合、かかる加盟国も投資対象となることがあります。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとしします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとしします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | <p>管理報酬：1.50%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・アグレッシブ・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Funds-European Aggressive Fund |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV） / オープンエンド型 / ユーロ建て |
| 主な投資対象 | 欧州の企業の株式を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミュダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ. |
| 投資目的 | 主として欧州の企業の株式に投資を行ないます。ファンドは企業規模や業種に捉われることなく投資を行ないます。典型的には、ファンドは限られた数の企業に集中投資を行なうため、相対的にポートフォリオ分散が低くなる可能性があります。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとしします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとしします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | <p>管理報酬：1.50%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・グロース・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Funds-European Growth Fund |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV） / オープンエンド型 / ユーロ建て |
| 主な投資対象 | 欧州の取引所に上場されている企業の株式を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ. |
| 投資目的 | 主として欧州の取引所に上場されている企業の株式に投資を行ないます。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | <p>管理報酬：1.50%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・ラージャー・カンパニーズ・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Funds-European Larger Companies Fund |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）/ オープンエンド型 / ユーロ建て |
| 主な投資対象 | 欧州の取引所に上場されている企業の株式の中で時価総額が大型の株式を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ. |
| 投資目的 | 主として欧州の取引所に上場されている企業の株式の中で時価総額が大型の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | <p>管理報酬：1.50%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・ダイナミック・グロース・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Funds-European Dynamic Growth Fund |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）/ オープンエンド型 / ユーロ建て |
| 主な投資対象 | 本店所在地が欧州にあるか、あるいは主たる業務活動が欧州にある企業の株式を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ. |
| 投資目的 | 主として、本店所在地が欧州にあるか、あるいは主たる業務活動が欧州にある企業の株式に投資を行ない、アクティブなポートフォリオ運用を通じて長期的な元本の成長を目指します。ファンドは、典型的には、10億～100億ユーロの時価総額の中型株にバイアスをかけた運用を行ないます。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | 管理報酬：1.50% <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・スモラー・カンパニーズ・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Funds-European Smaller Companies Fund |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）/ オープンエンド型 / ユーロ建て |
| 主な投資対象 | 時価総額が中小型の欧州の株式を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ. |
| 投資目的 | 主として時価総額が中小型の欧州の株式に投資を行いません。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | 管理報酬：1.50% <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行いません。

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Funds-European Special Situations Fund |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）/ オープンエンド型 / ユーロ建て |
| 主な投資対象 | 中欧、南欧、東欧（ロシアを含む）を含むヨーロッパに本店所在地があるか、あるいは主たる業務活動がそれら地域で行なわれている企業の中で「スペシャル・シチュエーション株式」を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ. |
| 投資目的 | 主として、中欧、南欧、東欧（ロシアを含む）を含むヨーロッパに本店所在地があるか、あるいは主たる業務活動がそれら地域で行なわれている企業の中で「スペシャル・シチュエーション株式」に投資を行ない、長期的な資産の成長を目指します。「スペシャル・シチュエーション株式」は一般的に、純資産や潜在的な利益成長と比べて魅力的なバリュエーションや、株価に有利なその他の要素を持っています。ファンドは大型、中型、小型株に投資を行ないます。時価総額、業種において運用上の制約を受けず、主として、魅力的な投資機会に応じて個別銘柄選択を行ないます。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | 管理報酬：1.50% <ul style="list-style-type: none"> ・その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズ - ユナイテッド・キングダム・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Funds-United Kingdom Fund |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV） / オープンエンド型 / 英ポンド建て |
| 主な投資対象 | 英国の取引所に上場されている企業の株式を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ. |
| 投資目的 | 主として英国の取引所に上場されている企業の株式に投資を行ないます。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | 管理報酬：1.50% <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズ - アジアン・スペシャル・シチュエーション・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Funds-Asian Special Situations Fund |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV) / オープンエンド型 / 米ドル建て |
| 主な投資対象 | 日本を除くアジアの株式の中で、主として「スペシャル・シチュエーション株式」や小型成長株を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ) 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ) 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL(ルクセンブルグ)エス.エイ. |
| 投資目的 | 日本を除くアジアの株式の中で、主として「スペシャル・シチュエーション株式」や小型成長株に投資します。「スペシャル・シチュエーション株式」は、一般的に、純資産に比べて割安な株価を有する、あるいは利益成長性が高くかつ株価上昇に有利な特別な状況を有します。また、ファンドはポートフォリオの25%までを、上記以外の株式にも投資を行なうことができます。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | 管理報酬：1.50% <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

| | |
|--------|---|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズ - アジアン・アグレッシブ・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Funds-Asian Aggressive Fund |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV） / オープンエンド型 / 米ドル建て |
| 主な投資対象 | アジア・パシフィック（日本を除く）に本店所在地があるか、あるいは主たる業務活動がそれら地域で行なわれている企業を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ. |
| 投資目的 | 主として、アジア・パシフィック（日本を除く）に本店所在地があるか、あるいは主たる業務活動がそれら地域で行なわれている企業に投資を行ない、長期的な資産の成長を目指します。ファンドは大型、中型、小型株に投資を行ないます。個別銘柄の選択において、時価総額、業種において運用上の制約を受けません。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | 管理報酬：1.50% <ul style="list-style-type: none"> ・その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズ - サウス・イースト・アジア・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Funds-South East Asia Fund |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV） / オープンエンド型 / 米ドル建て |
| 主な投資対象 | 日本を除く環太平洋諸国の取引所に上場されている企業の株式を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ. |
| 投資目的 | 主として日本を除く環太平洋諸国の取引所に上場されている企業の株式に投資を行ないます。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | <p>管理報酬：1.50%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないません。

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズ - オーストラリア・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Funds-Australia Fund |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV） / オープンエンド型 / 豪ドル建て |
| 主な投資対象 | オーストラリアの企業の株式を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ. |
| 投資目的 | 主としてオーストラリアの企業の株式に投資を行ないます。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | <p>管理報酬：1.50%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズ - アジア・パシフィック・ディビデンド・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Funds-Asia Pacific Dividend Fund |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）/ オープンエンド型 / 米ドル建て |
| 主な投資対象 | アジア・パシフィックに本店所在地があるか、あるいは主たる業務活動がそれら地域で行なわれている企業の配当利回りが高い株式を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ. |
| 投資目的 | アジア・パシフィックに本店所在地があるか、あるいは主たる業務活動がそれら地域で行なわれている企業の配当利回りが高い株式を主要な投資対象とし、インカム収益の確保と元本成長を目指します。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | <p>管理報酬：1.50%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

* 2010年7月9日付けで、ファンド名が「フィデリティ・ファンズ - アジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド」から変更されました。また、主な投資対象及び投資目的も変更されました。

| | |
|--------|---|
| ファンド名 | フィデリティ・アメリカン・ファンド |
| 英文名 | Fidelity American Fund |
| 設定形態 | 英国籍証券投資法人 / オープンエンド型 / 英ポンド建て |
| 主な投資対象 | 米国企業の株式を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・インベストメント・サービシズ(UK)・リミテッド 保管受託銀行：JPモルガン・トラスティ・アンド・ディポジタリー・カンパニー・リミテッド（英国） |
| 投資目的 | 主として米国企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。ファンドには、企業規模による投資制限はありませんが、通常大型株もしくは中型株中心に投資を行ないます。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | <p>管理報酬：1.50%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 2月末日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

| | |
|--------|---|
| ファンド名 | フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用） |
| 設定形態 | 国内証券投資信託 |
| 主な投資対象 | フィデリティ・USエクイティ・インカム・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。 |
| 委託会社等 | 委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの運用指図に関する権限は、ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー（米国）に委託します。 |
| 投資目的 | マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている米国企業の株式等を投資対象として、市場の配当利回りを上回る配当を目指すとともに、長期的な元本成長を目標とします。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 |
| 費用 | <p>信託報酬：純資産総額に対し年率0.756%（税抜き 0.72%） 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 3月10日、6月10日、9月10日、12月10日 |
| 分配方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。 |

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・米国優良株・ファンド（適格機関投資家専用） |
| 設定形態 | 国内証券投資信託 |
| 主な投資対象 | フィデリティ・米国優良株・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。 |
| 委託会社等 | 委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの運用指図に関する権限は、ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー（米国）に委託します。 |
| 投資目的 | ファンドは、フィデリティ・米国優良株・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> 株式への実質投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 （当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。） 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 |
| 費用 | <p>信託報酬：純資産総額に対し年率0.8715%（税抜き 0.83%） 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 11月30日 |
| 分配方針 | <ul style="list-style-type: none"> 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。 |

| | |
|--------|---|
| ファンド名 | フィデリティ・日本債券・ファンド（適格機関投資家専用） |
| 設定形態 | 国内証券投資信託 |
| 主な投資対象 | フィデリティ・日本債券・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。 |
| 委託会社等 | 委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただしマザーファンドの外貨建資産の為替ヘッジ以外に係る運用指図に関する権限はFIL・インベストメンツ・インターナショナル（英国）に委託します。 |
| 投資目的 | マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の公社債（国債・地方債・政府保証債・利付金融債・事業債等）を主要投資対象とし、利息等の収入の確保を図るとともに、値上がり益の追求を目指し、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公社債への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 株式への実質的な直接投資は行ないません。 ・ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の25%以内とします。 ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 |
| 費用 | <p>信託報酬：純資産総額に対し以下に掲げる信託報酬率を乗じて得た額とします。</p> <p>信託報酬率は、毎期ごとに決定するものとし、前計算期間終了日における日本相互証券株式会社発表の新発10年物国債の利回り（終値）に応じた、次に挙げるとします。</p> <p>新発10年物国債の利回りが3.5%未満の場合 年率0.3045%（税抜き0.29%）</p> <p>新発10年物国債の利回りが3.5%以上の場合 年率0.4095%（税抜き0.39%）</p> <p>税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |

| | |
|------|--|
| 分配方針 | <ul style="list-style-type: none">・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。 |
|------|--|

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・日本債券・ファンド（適格機関投資家専用） |
| 設定形態 | 国内証券投資信託 |
| 主な投資対象 | フィデリティ・日本債券・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。 |
| 委託会社等 | 委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただしマザーファンドの外貨建資産の為替ヘッジ以外に係る運用指図に関する権限はFIL・インベストメンツ・インターナショナル（英国）に委託します。 |
| 投資目的 | マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の公社債（国債・地方債・政府保証債・利付金融債・事業債等）を主要投資対象とし、利息等収入の確保を図るとともに、値上がり益の追求を目指し、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公社債への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 株式への実質的な直接投資は行ないません。 ・ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の25%以内とします。 ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 |
| 費用 | <p>信託報酬：純資産総額に対し以下に掲げる信託報酬率を乗じて得た額とします。</p> <p>信託報酬率は、毎期ごとに決定するものとし、前計算期間終了日における日本相互証券株式会社発表の新発10年物国債の利回り（終値）に応じた、次に挙げる率とします。</p> <p>新発10年物国債の利回りが3.5%未満の場合 年率0.3045%（税抜き0.29%）</p> <p>新発10年物国債の利回りが3.5%以上の場合 年率0.4095%（税抜き0.39%）</p> <p>税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 毎月末日 |

| | |
|------|--|
| 分配方針 | <ul style="list-style-type: none">・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。 |
|------|--|

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ボンド・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Funds-Euro Bond Fund |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV） / オープンエンド型 / ユーロ建て |
| 主な投資対象 | ユーロ建ての公社債を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録及び名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ. |
| 投資目的 | 主としてユーロ建ての公社債に投資を行ないます。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | <p>管理報酬：0.75%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は0.75%となっていますが、代行手数料相当分である0.375%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズ - コア・ユーロ・ボンド・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Funds-Core Euro Bond Fund |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV） / オープンエンド型 / ユーロ建て |
| 主な投資対象 | ユーロ建ての国債、非国債を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・ファンズ・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録及び名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ. |
| 投資目的 | 主としてユーロ建ての債券に投資を行いません。通常はユーロ建てかつ投資適格の国債や非国債に投資を行いません。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none">・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | 管理報酬：0.30% <ul style="list-style-type: none">・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Funds-European High Yield Fund |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV） / オープンエンド型 / ユーロ建て |
| 主な投資対象 | 本店所在地が西ヨーロッパ、中央ヨーロッパ、東ヨーロッパ（ロシアを含む）にあるか、あるいは主たる業務活動がそれらの地域で行なわれている企業が発行する高利回りの投資非適格証券を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録及び名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ. |
| 投資目的 | 本店所在地が西ヨーロッパ、中央ヨーロッパ、東ヨーロッパ（ロシアを含む）にあるか、あるいは主たる業務活動がそれらの地域で行なわれている企業が発行する高利回りの投資非適格証券に主として投資を行ない、高水準の利息収入の確保と元本成長を追求します。投資非適格証券とはS & Pによる格付けでBB+以下、ないし国際的に認められた格付け機関により同等の格付けを与えられた証券をいいます。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | 管理報酬：1.00% <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は1.00%となっていますが、代行手数料相当分である0.50%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズ - スターリング・ボンド・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Funds-Sterling Bond Fund |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV） / オープンエンド型 / 英ポンド建て |
| 主な投資対象 | 英ポンド建ての債券を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録及び名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ. |
| 投資目的 | 主として英ポンド建ての債券に投資を行ないます。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | <p>管理報酬：0.75%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は0.75%となっていますが、代行手数料相当分である0.375%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズ - USドル・ボンド・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Funds-US Dollar Bond Fund |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV） / オープンエンド型 / 米ドル建て |
| 主な投資対象 | 米ドル建ての債券を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録及び名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ. |
| 投資目的 | 米ドル建ての債券に主として投資を行ないます。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | <p>管理報酬：0.75%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は0.75%となっていますが、代行手数料相当分である0.375%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

| | |
|--------|---|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズ - USハイ・イールド・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Funds-US High Yield Fund |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV） / オープンエンド型 / 米ドル建て |
| 主な投資対象 | 主として米国で活動を行なう企業が発行したハイ・イールド債券を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録及び名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ. |
| 投資目的 | 主として米国で活動を行なう企業が発行したハイ・イールド債券に主として投資を行ない、高水準の利息等の収入を確保するとともに、値上り益の追求を目指します。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | 管理報酬：1.00% <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は1.00%となっていますが、代行手数料相当分である0.50%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

| | |
|--------|---|
| ファンド名 | フィデリティ・ファンズ - エマージング・マーケット・デット・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Funds-Emerging Market Debt Fund |
| 設定形態 | ルクセンブルグ籍証券投資法人（SICAV）／オープンエンド型／米ドル建て |
| 主な投資対象 | エマージング債券を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド（バミューダ） 保管受託銀行：ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ） 登録及び名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：FIL（ルクセンブルグ）エス.エイ. |
| 投資目的 | 主としてエマージング債券へ投資を行なうことにより利息収入の確保と元本成長を目指します。ファンドは、ローカル市場の債券、エマージング市場の発行体が発行した株式や社債等にも投資を行なうことができます。投資対象国としてはラテンアメリカ、東南アジア、アフリカ、東欧（ロシアを含みます。）や中東等を含みます。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | 管理報酬：1.25% <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 4月30日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は1.25%となっていますが、代行手数料相当分である0.625%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・ストラテジック・ボンド・ファンド |
| 英文名 | Fidelity Strategic Bond Fund |
| 設定形態 | 英国籍証券投資法人／オープンエンド型／英ポンド建て |
| 主な投資対象 | 英ポンド建ての（または英ポンドに為替ヘッジされた）公社債を主要な投資対象とします。 |
| 関係法人 | 投資運用会社：FIL・インベストメント・サービシズ(UK)・リミテッド 保管受託銀行：JP モルガン・トラスティ・アンド・ディポジタリー・カンパニー・リミテッド（英国） |
| 投資目的 | 主に英ポンド建ての（または英ポンドに為替ヘッジされた）公社債を投資対象として、魅力的な水準の利息収入の確保を主たる目的とし、元本成長の可能性も目指します。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。 |
| 費用 | <p>管理報酬1.00%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 毎月末日 |
| 分配方針 | 原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配を行なう方針です。 |

注) 管理報酬は1.00%となっていますが、代行手数料相当分である0.50%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

* 2010年1月22日付けで、ファンド名が「フィデリティ・スターリング・ボンド・ファンド」から変更されました。

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・米国投資適格債・ファンド（適格機関投資家専用） |
| 設定形態 | 国内証券投資信託 |
| 主な投資対象 | フィデリティ・米国投資適格債・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。 |
| 委託会社等 | 委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの為替先物予約、為替先渡取引以外に係る運用指図に関する権限はFIL・インベストメンツ・インターナショナル（英国）に委託します。 |
| 投資目的 | マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の米ドル建て投資適格債券（国債、政府機関債、モーゲージ担保证券、資産担保证券、社債等のうち、いわゆる投資適格債券としての格付を有するものをいいます。）に投資することにより、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公社債への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 株式への実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 |
| 費用 | <p>信託報酬：純資産総額に対し年率0.6195%（税抜き 0.59%） 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 毎月末日 |
| 分配方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。 |

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド（適格機関投資家専用） |
| 設定形態 | 国内証券投資信託 |
| 主な投資対象 | フィデリティ・USハイ・イールド・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。 |
| 委託会社等 | 委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの運用指図に関する権限はフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（米国）に委託します。 |
| 投資目的 | マザーファンド受益証券への投資を通じて、米ドル建ての高利回り社債（ハイ・イールド債券）を主要な投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行なうことを基本とします。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公社債の実質投資割合には、制限を設けません。 ・ 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ マザーファンド受益証券以外への投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 |
| 費用 | <p>信託報酬：純資産総額に対し年率0.83475%（税抜き 0.795%） 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 |
| 申込手数料 | なし |
| 決算日 | 毎月22日 |
| 分配方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。 |

| | |
|--------|--|
| ファンド名 | フィデリティ・円キャッシュ・ファンド（適格機関投資家専用） |
| 設定形態 | 国内証券投資信託 |
| 主な投資対象 | フィデリティ・円キャッシュ・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。 |
| 委託会社等 | 委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただしマザーファンドの運用指図に関する権限はFIL・インベストメント・マネジメント（香港）・リミテッドに委託します。 |
| 投資目的 | マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として本邦通貨表示の公社債等（国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等）に投資を行ない、利息等収入の確保を図ります。 |
| 主な投資制限 | <ul style="list-style-type: none">・ 公社債への実質投資割合には制限を設けません。・ 株式への実質的な直接投資は行ないません。・ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以下とします。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 |

| | | | | | | | |
|--------------------|--|--------------------|-----|--------------------|-----|--------------------|-----|
| 費用 | <p>信託報酬：純資産総額に対し以下に掲げる信託報酬率を乗じて得た額とします。</p> <p>信託報酬率は、各月ごとに決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの当該率は、各月の前月の最終営業日を除く最終5営業日間における短資協会が日々発表する無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じた次に挙げる率とします。</p> <p>当該平均値が1.00%以上の場合 年率0.042%（税抜き 0.04%）</p> <p>当該平均値が0.65%以上1.00%未満の場合 年率0.0315%（税抜き 0.03%）</p> <p>当該平均値が0.30%以上0.65%未満の場合 年率0.021%（税抜き 0.02%）</p> <p>当該平均値が0.20%以上0.30%未満の場合 年率0.00525%（税抜き 0.005%）</p> <p>当該平均値が0.20%未満の場合 年率0.002625%（税抜き 0.0025%）</p> <p>ただし、投資信託財産の純資産総額が以下の水準に達した場合には、信託報酬率はそれぞれ前文により適用される率の以下の割合となるものとする。ただし、最低信託報酬率は年率0.002625%（税抜き 0.0025%）とします。</p> <table data-bbox="395 913 1053 1030"> <tr> <td>純資産総額が300億円を超過した場合</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>純資産総額が500億円を超過した場合</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>純資産総額が700億円を超過した場合</td> <td>60%</td> </tr> </table> <ul data-bbox="373 1081 1394 1413" style="list-style-type: none"> ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限として投資信託財産から支払う場合があります。（なお、当該上限率については変更する場合があります。） ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 | 純資産総額が300億円を超過した場合 | 80% | 純資産総額が500億円を超過した場合 | 70% | 純資産総額が700億円を超過した場合 | 60% |
| 純資産総額が300億円を超過した場合 | 80% | | | | | | |
| 純資産総額が500億円を超過した場合 | 70% | | | | | | |
| 純資産総額が700億円を超過した場合 | 60% | | | | | | |
| 申込手数料 | なし | | | | | | |
| 決算日 | 4月30日 | | | | | | |
| 分配方針 | 運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで投資信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。 | | | | | | |

（3）【運用体制】

< 訂正前 >

（略）

フィデリティの企業調査情報の活用

（略）

（略）

フィデリティの運用・調査体制（2009年9月末日現在）

（単位：人）

| 拠点 | | 米国 | 欧州 | 日本 | アジア・ パシ フィック | 総計 |
|--------------------|-----------|------------|------------|-----------|--------------------|------------|
| ポートフォリオ・ マネージャー | 株式 | <u>105</u> | <u>56</u> | <u>16</u> | <u>26</u> | <u>203</u> |
| | ハイ・イールド債券 | <u>11</u> | <u>0</u> | <u>0</u> | <u>0</u> | <u>11</u> |
| | 投資適格債券 | <u>23</u> | <u>7</u> | <u>0</u> | <u>2</u> | <u>32</u> |
| アナリスト | 株式 | <u>230</u> | <u>96</u> | <u>36</u> | <u>47</u> | <u>409</u> |
| | ハイ・イールド債券 | <u>28</u> | <u>0</u> | <u>0</u> | <u>0</u> | <u>28</u> |
| | 投資適格債券 | <u>64</u> | <u>19</u> | <u>2</u> | <u>5</u> | <u>90</u> |
| トレーダー | 株式 | <u>42</u> | <u>13</u> | <u>0</u> | <u>15</u> | <u>70</u> |
| | ハイ・イールド債券 | <u>4</u> | <u>0</u> | <u>0</u> | <u>0</u> | <u>4</u> |
| | 投資適格債券 | <u>30</u> | <u>9</u> | <u>0</u> | <u>4</u> | <u>43</u> |
| 合計 | | <u>537</u> | <u>200</u> | <u>54</u> | <u>99</u> | <u>890</u> |
| 運用に関するコンプライアンス部門 | | <u>50</u> | <u>8</u> | <u>5</u> | <u>10</u> | <u>73</u> |

FMR LLCおよびFIL Limitedとその関係会社を含みます。

アナリストには、リサーチ・アナリストとリサーチ・アソシエイトを含みます。管理職等は除きます。

上表中の数値は、将来変更となることがあります。

～ (略)

ファンドの運用プロセス

(a) 基本配分

(略)

基本資産配分は、以下の通りです。(2009年9月現在)

(略)

(b) フィデリティ・日本株式・マザーファンド

(略)

フィデリティ・日本株式・マザーファンドの投資対象ファンドの運用プロセス

(略)

(略)

(略)

投資対象ファンドの運用プロセス

投資アイデア

アナリストおよびポートフォリオ・マネージャーが、多数の企業を調査しており、この中から、フィデリティのグローバルな企業調査情報も活用し、運用へのアイデアを発掘します。

（略）

(c) フィデリティ・海外株式・マザーファンド

（略）

フィデリティ・海外株式・マザーファンドの投資対象ファンドの運用プロセス

（略）

（略）

（略）

投資対象ファンドの運用プロセス

アナリストおよびポートフォリオ・マネージャーが、多数の企業を調査しており、この中から、フィデリティのグローバルな企業調査情報も活用し、運用へのアイデアを発掘します。

（略）

< 訂正後 >

（略）

フィデリティの企業調査情報の活用

（略）

（略）

フィデリティの運用・調査体制（2010年3月末日現在）

（単位：人）

| 拠点 | | 米国 | 欧州 | 日本 | アジア・パシフィック | 総計 |
|------------------|-----------|-----|-----|----|------------|-----|
| ポートフォリオ・マネージャー | 株式 | 106 | 61 | 16 | 23 | 206 |
| | ハイ・イールド債券 | 11 | 0 | 0 | 0 | 11 |
| | 投資適格債券 | 25 | 8 | 0 | 2 | 35 |
| アナリスト | 株式 | 211 | 94 | 35 | 48 | 388 |
| | ハイ・イールド債券 | 28 | 0 | 0 | 0 | 28 |
| | 投資適格債券 | 63 | 19 | 0 | 6 | 88 |
| トレーダー | 株式 | 39 | 13 | 0 | 15 | 67 |
| | ハイ・イールド債券 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| | 投資適格債券 | 29 | 8 | 0 | 4 | 41 |
| 合計 | | 515 | 203 | 51 | 98 | 867 |
| 運用に関するコンプライアンス部門 | | 48 | 9 | 4 | 12 | 73 |

FMR LLCおよびFIL Limitedとその関係会社を含みます。

アナリストには、リサーチ・アナリストとリサーチ・アソシエイトを含みます。管理職等は除きます。

上表中の数値は、将来変更となることがあります。

～ （略）

ファンドの運用プロセス

(a) 基本配分

（略）

基本資産配分は、以下の通りです。（2010年3月現在）

（略）

(b) フィデリティ・日本株式・マザーファンド

（略）

フィデリティ・日本株式・マザーファンドの投資対象ファンドの運用プロセス

（略）

（略）

（略）

投資対象ファンドの運用プロセス

投資アイデア

アナリストおよびポートフォリオ・マネージャーが、多数の企業を調査しており、この中から、フィデリティのグローバルな企業調査情報も活用し、運用の

アイデアを発掘します。

（略）

(c) フィデリティ・海外株式・マザーファンド

（略）

フィデリティ・海外株式・マザーファンドの投資対象ファンドの運用プロセス

（略）

（略）

（略）

投資対象ファンドの運用プロセス

アナリストおよびポートフォリオ・マネージャーが、多数の企業を調査しており、この中から、フィデリティのグローバルな企業調査情報も活用し、運用のアイデアを発掘します。

（略）

3【投資リスク】

<訂正前>

(略)

(1) 投資リスク

(略)

~ (略)

(略)

~ (略)

運用担当者の交代に関するリスク

「2 投資方針 (1) 投資方針」中で示された銘柄選択基準等の考え方は、2010年1月現在のものであり、今後、変更となる場合があります。また、長期間にわたってファンドを運用していくうえで、ファンド、マザーファンドおよび投資対象ファンドの運用担当者が交代となることもあります。その場合においても、フィデリティの企業調査情報を活用する体制およびフィデリティの原点である「ボトム・アップ・アプローチ」が変わることはありませんが、運用担当者の交代等に伴い、保有銘柄の入替え等が行なわれる場合があります。

有価証券先物取引等のリスク

投資対象ファンドは、証券価格の変動または証券の価値に影響を及ぼすその他の諸要因に関するファンドのリスクを増加または減少させる運用手法（たとえば有価証券先物取引等）を用いることがあります。このような手法が想定された成果を収めない場合、ファンドはその投資目的を達成できず、損失を生じるおそれがあります。

(2) ~ (3) (略)

<訂正後>

(略)

(1) 投資リスク

(略)

~ (略)

(略)

~ (略)

運用担当者の交代に関するリスク

「2 投資方針 (1) 投資方針」中で示された銘柄選択基準等の考え方は、2010年7月現在のものであり、今後、変更となる場合があります。また、長期間にわたってファンドを運用していくうえで、ファンド、マザーファンドおよび投資対象ファンドの運用担当者が交代となることもあります。その場合においても、フィデリティの企業調査情報を活用する体制およびフィデリティの原点である「ボトム・アップ・アプローチ」が変

わることはありませんが、運用担当者の交代等に伴い、保有銘柄の入替え等が行なわれる場合があります。

デリバティブ（派生商品）に関するリスク

投資対象ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。デリバティブの利用はヘッジ目的に限定されず、運用の効率を高めたり、超過収益を得るための手段として用いられる場合もあります。デリバティブは基礎となる資産、利率、指数等の変動以上に値動きする場合があります。また、デリバティブ以外の資産の価格の動きに加えて、デリバティブの価格の動きがファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。

(2) ~ (3) (略)

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

<訂正前>

申込手数料率は2.10%（税抜き2.00%）を超えないものとします。なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

（略）

<訂正後>

申込手数料率は2.10%（税抜き2.00%）を超えないものとします。なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

（略）

（３）【信託報酬等】

<訂正前>

（略）

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了の時に投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通り定めます。

（略）

（略）

（略）

なお、投資対象ファンドにおいて、運用報酬等が別途課されるため、安定型においては、合計で年率0.79%±0.10%（税抜き）程度、安定成長型においては、合計で年率1.03%±0.10%（税抜き）程度、成長型においては、合計で年率1.29%±0.10%（税抜き）程度の信託報酬等を実質的に支弁する予定です。ただし、この実質的な信託報酬等は、2010年1月26日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。

<訂正後>

（略）

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期間末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通り定めま

す。

（略）

（略）

（略）

なお、投資対象ファンドにおいて、運用報酬等が別途課されるため、安定型においては、合計で年率0.79%±0.10%（税抜き）程度、安定成長型においては、合計で年率1.03%±0.10%（税抜き）程度、成長型においては、合計で年率1.29%±0.10%（税抜き）程度の信託報酬等を実質的に支弁する予定です。ただし、この実質的な信託報酬等は、2010年7月9日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。

（４）【その他の手数料等】

<訂正前>

（略）

～（略）

その他、以下の諸費用

１．～６．（略）

７．ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了の時に、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

（略）

（略）

<訂正後>

（略）

～（略）

その他、以下の諸費用

１．～６．（略）

７．ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

（略）

（略）

5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】

(安定型)

(2010年5月31日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|-----------|----|---------------|-------------|
| 有価証券 | | | |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 1,203,913,957 | 99.01 |
| 小計 | | 1,203,913,957 | 99.01 |
| その他の資産 | | | |
| 預金・その他 | 日本 | 12,711,710 | 1.05 |
| 小計 | | 12,711,710 | 1.05 |
| 負債 | - | 708,311 | 0.06 |
| 合計(純資産総額) | | 1,215,917,356 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(安定成長型)

(2010年5月31日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|-----------|----|---------------|-------------|
| 有価証券 | | | |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 4,698,918,631 | 99.02 |
| 小計 | | 4,698,918,631 | 99.02 |
| その他の資産 | | | |
| 預金・その他 | 日本 | 54,721,654 | 1.15 |
| 小計 | | 54,721,654 | 1.15 |
| 負債 | - | 8,245,182 | 0.17 |
| 合計(純資産総額) | | 4,745,395,103 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(成長型)

(2010年5月31日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|-----------|----|---------------|-------------|
| 有価証券 | | | |
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 6,693,205,339 | 99.02 |
| 小計 | | 6,693,205,339 | 99.02 |
| その他の資産 | | | |
| 預金・その他 | 日本 | 82,594,774 | 1.22 |
| 小計 | | 82,594,774 | 1.22 |
| 負債 | - | 16,300,038 | 0.24 |
| 合計(純資産総額) | | 6,759,500,075 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況
フィデリティ・日本株式・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|-----------|----|---------------|-------------|
| 有価証券 | | | |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 3,025,167,108 | 100.00 |
| 小計 | | 3,025,167,108 | 100.00 |
| その他の資産 | | | |
| 預金・その他 | 日本 | 1 | 0.00 |
| 小計 | | 1 | 0.00 |
| 負債 | - | 0 | 0.00 |
| 合計(純資産総額) | | 3,025,167,109 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|-----------|---------|---------------|-------------|
| 有価証券 | | | |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 1,358,029,904 | 48.94 |
| 投資証券 | ルクセンブルグ | 1,394,041,795 | 50.23 |
| 小計 | | 2,752,071,699 | 99.17 |
| その他の資産 | | | |
| 預金・その他 | - | 23,438,238 | 0.84 |
| 小計 | | 23,438,238 | 0.84 |
| 負債 | - | 374,712 | 0.01 |
| 合計（純資産総額） | | 2,775,135,225 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|-----------|----|---------------|-------------|
| 有価証券 | | | |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 6,632,517,863 | 100.00 |
| 小計 | | 6,632,517,863 | 100.00 |
| その他の資産 | | | |
| 預金・その他 | 日本 | 59,207,240 | 0.89 |
| 小計 | | 59,207,240 | 0.89 |
| 負債 | - | 59,207,240 | 0.89 |
| 合計（純資産総額） | | 6,632,517,863 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|-----------|---------|-----------------|-------------|
| 有価証券 | | | |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 44,553,572,714 | 41.26 |
| 小計 | | 44,553,572,714 | 41.26 |
| 投資証券 | ルクセンブルグ | 54,508,519,172 | 50.47 |
| | イギリス | 8,644,511,957 | 8.00 |
| 小計 | | 63,153,031,129 | 58.48 |
| その他の資産 | | | |
| 預金・その他 | - | 1,295,470,272 | 1.20 |
| 小計 | | 1,295,470,272 | 1.20 |
| 負債 | - | 1,008,667,577 | 0.93 |
| 合計(純資産総額) | | 107,993,406,538 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

(2010年5月31日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|------------|----|-------------|-------------|
| 為替予約取引(売建) | 日本 | 24,993,574 | 0.02 |

(注) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|-----------|---------|----------------|-------------|
| 有価証券 | | | |
| 投資証券 | 日本 | 1,309,890,200 | 4.92 |
| | アメリカ | 14,968,246,118 | 56.27 |
| | オーストラリア | 3,630,654,919 | 13.65 |
| | フランス | 1,410,371,522 | 5.30 |
| | イギリス | 1,397,993,645 | 5.26 |
| | シンガポール | 1,097,419,228 | 4.13 |
| | カナダ | 1,057,206,116 | 3.97 |
| | オランダ | 636,406,052 | 2.39 |
| | 香港 | 265,269,465 | 1.00 |
| 小計 | | 25,773,457,265 | 96.88 |
| その他の資産 | | | |
| 預金・その他 | - | 1,261,409,336 | 4.74 |
| 小計 | | 1,261,409,336 | 4.74 |
| 負債 | - | 432,507,015 | 1.63 |
| 合計(純資産総額) | | 26,602,359,586 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

(2010年5月31日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|------------|----|-------------|-------------|
| 為替予約取引(買建) | 日本 | 155,321,375 | 0.58 |
| 為替予約取引(売建) | 日本 | 155,986,426 | 0.59 |

(注) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価していません。

フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|-----------|----|-------------|-------------|
| 有価証券 | | | |
| 投資信託受益証券 | 日本 | 804,413,878 | 100.00 |
| 小計 | | 804,413,878 | 100.00 |
| その他の資産 | | | |
| 預金・その他 | 日本 | 1 | 0.00 |
| 小計 | | 1 | 0.00 |
| 負債 | - | 0 | 0.00 |
| 合計(純資産総額) | | 804,413,879 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(安定型)

(2010年5月31日現在)

| 順位 | 種類 | 銘柄名 | 国名 | 数量 (口数) | 帳簿価 額単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|-------------------|------------------------------------|----|-------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 親投資 信託受 益証券 | フィデリティ・国内 債券・マザーファン ド | 日本 | 712,515,916 | 1.0217 | 727,977,522 | 1.0466 | 745,719,157 | 61.33 |
| 2 | 親投資 信託受 益証券 | フィデリティ・円 キャッシュ・リザー ブ・マザーファンド | 日本 | 121,900,207 | 1.0103 | 123,155,786 | 1.0108 | 123,216,729 | 10.13 |
| 3 | 親投資 信託受 益証券 | フィデリティ・ワー ルド債券・マザー ファンド | 日本 | 122,265,923 | 0.9974 | 121,948,069 | 0.9583 | 117,167,434 | 9.64 |
| 4 | 親投資 信託受 益証券 | フィデリティ・日本 株式・マザーファン ド | 日本 | 180,553,027 | 0.6191 | 111,780,384 | 0.6028 | 108,837,364 | 8.95 |
| 5 | 親投資 信託受 益証券 | フィデリティ・ワー ルドREIT・マ ザーファンド | 日本 | 85,994,230 | 0.6028 | 51,837,329 | 0.6388 | 54,933,114 | 4.52 |
| 6 | 親投資 信託受 益証券 | フィデリティ・海外 株式・マザーファン ド | 日本 | 81,251,179 | 0.7067 | 57,420,212 | 0.6651 | 54,040,159 | 4.44 |

(安定成長型)

(2010年5月31日現在)

| 順位 | 種類 | 銘柄名 | 国名 | 数量 (口数) | 帳簿価 額単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|-------------------|------------------------------------|----|---------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 親投資 信託受 益証券 | フィデリティ・国内 債券・マザーファン ド | 日本 | 1,855,435,396 | 1.0217 | 1,895,698,417 | 1.0466 | 1,941,898,685 | 40.92 |
| 2 | 親投資 信託受 益証券 | フィデリティ・日本 株式・マザーファン ド | 日本 | 1,481,343,869 | 0.6191 | 917,099,998 | 0.6028 | 892,954,084 | 18.82 |
| 3 | 親投資 信託受 益証券 | フィデリティ・ワー ルド債券・マザー ファンド | 日本 | 748,564,638 | 0.9974 | 746,618,375 | 0.9583 | 717,349,492 | 15.12 |
| 4 | 親投資 信託受 益証券 | フィデリティ・ワー ルドREIT・マ ザーファンド | 日本 | 709,248,699 | 0.6028 | 427,535,256 | 0.6388 | 453,068,068 | 9.55 |
| 5 | 親投資 信託受 益証券 | フィデリティ・海外 株式・マザーファン ド | 日本 | 665,184,188 | 0.7067 | 470,085,674 | 0.6651 | 442,414,003 | 9.32 |
| 6 | 親投資 信託受 益証券 | フィデリティ・円 キャッシュ・リザー ブ・マザーファンド | 日本 | 248,549,960 | 1.0103 | 251,110,054 | 1.0108 | 251,234,299 | 5.29 |

(成長型)

(2010年5月31日現在)

| 順位 | 種類 | 銘柄名 | 国名 | 数量 (口数) | 帳簿価 額単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----|-------------------|---------------------------------|----|---------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 | 親投資 信託受 益証券 | フィデリティ・海外 株式・マザーファン ド | 日本 | 2,924,791,518 | 0.7067 | 2,066,950,178 | 0.6651 | 1,945,278,838 | 28.78 |
| 2 | 親投資 信託受 益証券 | フィデリティ・日本 株式・マザーファン ド | 日本 | 2,727,006,849 | 0.6191 | 1,688,289,949 | 0.6028 | 1,643,839,728 | 24.32 |
| 3 | 親投資 信託受 益証券 | フィデリティ・国内 債券・マザーファン ド | 日本 | 1,341,651,266 | 1.0217 | 1,370,765,201 | 1.0466 | 1,404,172,214 | 20.77 |
| 4 | 親投資 信託受 益証券 | フィデリティ・ワー ルド債券・マザー ファンド | 日本 | 1,076,355,394 | 0.9974 | 1,073,556,877 | 0.9583 | 1,031,471,374 | 15.26 |
| 5 | 親投資 信託受 益証券 | フィデリティ・ワー ルドREIT・マ ザーファンド | 日本 | 1,046,404,485 | 0.6028 | 630,772,728 | 0.6388 | 668,443,185 | 9.89 |

種類別投資比率

(安定型)

(2010年5月31日現在)

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.01 |

(安定成長型)

(2010年5月31日現在)

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.02 |

(成長型)

(2010年5月31日現在)

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.02 |

（参考）マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄
フィデリティ・日本株式・マザーファンド

（2010年5月31日現在）

| 順位 | 銘柄名 | 通貨地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価（円） 簿価金額（円） | 評価単価（円） 時価金額（円） | 投資比率 （%） |
|----|------------------------------|------------|--------------|---------------|-------------------------|-------------------------|-------------|
| 1 | フィデリティ・日本成長株・ファンド（適格機関投資家専用） | 日本・円 日本 | 投資信託 受益証券 | 4,977,883,093 | 0.6210 3,091,265,420 | 0.6046 3,009,628,118 | 99.49 |
| 2 | フィデリティ・マネー・プール（適格機関投資家専用） | 日本・円 日本 | 投資信託 受益証券 | 15,503,333 | 1.0038 15,563,795 | 1.0023 15,538,990 | 0.51 |

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

（2010年5月31日現在）

| 順位 | 銘柄名 | 通貨地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価（円） 簿価金額（円） | 評価単価（円） 時価金額（円） | 投資比率 （%） |
|----|-----------------------------------|-----------------------|--------------|------------------|-------------------------|-------------------------|-------------|
| 1 | フィデリティ・米国優良株・ファンド（適格機関投資家専用） | 日本・円 日本 | 投資信託 受益証券 | 1,997,984,264.00 | 0.6783 1,355,232,730 | 0.6797 1,358,029,904 | 48.94 |
| 2 | FF-EUROPEAN GROWTH FUND A | ユーロ ルクセンブルグ | 投資証券 | 336,805.27 | 979.73 329,978,366 | 1,003.97 338,140,904 | 12.18 |
| 3 | FF-EUROPEAN LARGER COS A | ユーロ ルクセンブルグ | 投資証券 | 93,957.15 | 2,905.98 273,037,601 | 2,872.32 269,875,001 | 9.72 |
| 4 | FF-AMERICA FUND A | アメリカ・ドル ルクセンブルグ | 投資証券 | 655,928.65 | 397.65 260,833,340 | 397.84 260,953,125 | 9.40 |
| 5 | FF-AUSTRALIA FUND A | オーストラリア・ドル ルクセンブルグ | 投資証券 | 37,541.94 | 3,180.17 119,389,812 | 3,043.32 114,251,955 | 4.12 |
| 6 | FF-EURO SMALLER COS FD (class1) A | ユーロ ルクセンブルグ | 投資証券 | 47,793.14 | 2,217.07 105,960,831 | 2,384.25 113,950,793 | 4.11 |
| 7 | FF-EURO AGGRESSIVE FUND A | ユーロ ルクセンブルグ | 投資証券 | 76,784.07 | 1,180.34 90,631,615 | 1,221.86 93,819,229 | 3.38 |
| 8 | FF-AMERICAN GROWTH FUND A | アメリカ・ドル ルクセンブルグ | 投資証券 | 49,018.84 | 1,878.24 92,069,475 | 1,859.07 91,129,533 | 3.28 |
| 9 | FF-SOUTH EAST ASIA FUND A | アメリカ・ドル ルクセンブルグ | 投資証券 | 86,164.89 | 519.46 44,759,436 | 499.01 42,997,068 | 1.55 |

| 順位 | 銘柄名 | 通貨地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価(円) 簿価金額(円) | 評価単価(円) 時価金額(円) | 投資比率 (%) |
|----|---|--------------------|------|-----------|------------------------|------------------------|-------------|
| 10 | FF-EUROPEAN SPECIAL SITS FUND A-EUR | ユーロ ルクセンブルグ | 投資証券 | 41,815.11 | 940.12 39,311,380 | 987.70 41,300,641 | 1.49 |
| 11 | FF-ASIAN SPEC SITS FUND A | アメリカ・ドル ルクセンブルグ | 投資証券 | 11,835.87 | 2,438.89 28,866,386 | 2,333.88 27,623,542 | 1.00 |

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 順位 | 銘柄名 | 通貨地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価(円) 簿価金額(円) | 評価単価(円) 時価金額(円) | 投資比率 (%) |
|----|---------------------------------|------------|--------------|---------------|-------------------------|-------------------------|-------------|
| 1 | フィデリティ・日本債券・ファンド (適格機関投資家専用) | 日本・円 日本 | 投資信託 受益証券 | 5,573,676,979 | 0.9934 5,536,890,742 | 1.0038 5,594,856,951 | 84.35 |
| 2 | フィデリティ・日本債券・ファンド (適格機関投資家専用) | 日本・円 日本 | 投資信託 受益証券 | 988,692,413 | 0.9775 966,545,702 | 0.9942 982,957,997 | 14.82 |
| 3 | フィデリティ・マネー・プール(適格機関投資家専用) | 日本・円 日本 | 投資信託 受益証券 | 54,577,388 | 1.0038 54,790,239 | 1.0023 54,702,915 | 0.82 |

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 順位 | 銘柄名 | 通貨地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価(円) 簿価金額(円) | 評価単価(円) 時価金額(円) | 投資比率 (%) |
|----|---|--------------------|--------------|-------------------|----------------------------|----------------------------|-------------|
| 1 | フィデリティ・米国投資適格債・ファンド(適格機関投資家専用) | 日本・円 日本 | 投資証券 | 51,925,484,452.00 | 0.7613 39,530,871,314 | 0.75 38,944,113,339 | 36.06 |
| 2 | FF-EURO BOND FUND A-MDIST-EURO | ユーロ ルクセンブルグ | 投資信託 受益証券 | 35,706,418.51 | 1,061.07 37,887,202,302 | 1,075.66 38,408,016,122 | 35.57 |
| 3 | FF-EMERGING MKT DEBT FD (class6) A-MIDST-USD | アメリカ・ドル ルクセンブルグ | 投資証券 | 11,400,935.60 | 964.23 10,993,165,176 | 967.89 11,034,805,954 | 10.22 |

| 順位 | 銘柄名 | 通貨 地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価(円) 簿価金額(円) | 評価単価(円) 時価金額(円) | 投資 比率 (%) |
|----|--|----------------------|----------|------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------|
| 4 | FID STRATEGIC BOND FUND (class1)-INCOME | イギリス ・ポンド イギリス | 投資証券 | 245,592,424.19 | 35.33 8,676,888,406 | 35.20 8,644,511,956 | 8.00 |
| 5 | フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド(適格機関投資家専用) | 日本・円 日本 | 投資信託受益証券 | 8,374,827,375.00 | 0.6877 5,760,206,268 | 0.6698 5,609,459,375 | 5.19 |
| 6 | FF-EURO HIGH YIELD A-MDIST-EURO | ユーロ ルクセン ブルグ | 投資証券 | 4,443,781.05 | 1,166.88 5,185,359,231 | 1,139.95 5,065,697,094 | 4.69 |

フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 順位 | 銘柄名 | 通貨 地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価(円) 簿価金額(円) | 評価単価(円) 時価金額(円) | 投資 比率 (%) |
|----|---------------------------------|---------------------------|------|--------------|---------------------------|----------------------------|-----------------|
| 1 | WESTFIELD GROUP STAPLED UNIT | オーストラリア・ ドル オーストラリア | 投資証券 | 1,627,201.00 | 961.86 1,565,140,855 | 989.70 1,610,434,320 | 6.05 |
| 2 | SIMON PROPERTY GROUP INC | アメリカ・ドル アメリカ | 投資証券 | 194,066.00 | 7,823.44 1,518,263,862 | 7,764.09 1,506,745,754 | 5.66 |
| 3 | UNIBAIL - RODAMCO SE | ユーロ フランス | 投資証券 | 70,849.00 | 13,646.72 966,856,908 | 14,114.76 1,000,016,631 | 3.76 |
| 4 | HCP INC | アメリカ・ドル アメリカ | 投資証券 | 324,700.00 | 2,832.43 919,692,034 | 2,909.14 944,596,654 | 3.55 |
| 5 | PUBLIC STORAGE INC | アメリカ・ドル アメリカ | 投資証券 | 107,300.00 | 8,496.91 911,718,855 | 8,463.52 908,136,114 | 3.41 |
| 6 | VENTAS INC | アメリカ・ドル アメリカ | 投資証券 | 192,600.00 | 4,148.21 798,945,881 | 4,287.00 825,677,066 | 3.10 |
| 7 | EQUITY RESIDENTIAL | アメリカ・ドル アメリカ | 投資証券 | 191,900.00 | 3,965.59 760,997,354 | 4,120.82 790,785,415 | 2.97 |
| 8 | VORNADO REALTY TRUST | アメリカ・ドル アメリカ | 投資証券 | 105,000.00 | 6,988.86 733,831,077 | 7,092.96 744,760,884 | 2.80 |
| 9 | HOST HOTELS & RESORTS INC | アメリカ・ドル アメリカ | 投資証券 | 510,000.00 | 1,352.10 689,572,389 | 1,302.08 664,061,106 | 2.50 |
| 10 | STOCKLAND TRUST GRP | オーストラリア・ ドル オーストラリア | 投資証券 | 2,195,542.00 | 296.90 651,875,740 | 298.46 655,270,926 | 2.46 |
| 11 | BOSTON PROPERTIES INC | アメリカ・ドル アメリカ | 投資証券 | 90,300.00 | 6,947.77 627,384,344 | 7,001.65 632,249,067 | 2.38 |

| 順位 | 銘柄名 | 通貨 地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価（円） 簿価金額（円） | 評価単価（円） 時価金額（円） | 投資 比率 （%） |
|----|--|-----------------------|------|--------------|---------------------------|---------------------------|-----------------|
| 12 | PROLOGIS | アメリカ・ドル アメリカ | 投資証券 | 591,600.00 | 1,016.28 601,231,425 | 1,039.11 614,736,174 | 2.31 |
| 13 | BRITISH LAND CO PLC | イギリス・ポンド イギリス | 投資証券 | 956,891.00 | 555.92 531,961,647 | 593.50 567,913,526 | 2.13 |
| 14 | KIMCO REALTY CORP | アメリカ・ドル アメリカ | 投資証券 | 366,000.00 | 1,370.56 501,626,094 | 1,305.73 477,898,278 | 1.80 |
| 15 | SL GREEN REALTY CORP REIT | アメリカ・ドル アメリカ | 投資証券 | 82,400.00 | 5,410.11 445,793,682 | 5,687.70 468,666,471 | 1.76 |
| 16 | MACERICH CO/THE | アメリカ・ドル アメリカ | 投資証券 | 120,514.00 | 3,720.88 448,418,433 | 3,776.58 455,130,954 | 1.71 |
| 17 | DUKE REALTY CORP | アメリカ・ドル アメリカ | 投資証券 | 391,200.00 | 1,166.94 456,507,632 | 1,084.76 424,359,207 | 1.60 |
| 18 | UDR INC | アメリカ・ドル アメリカ | 投資証券 | 225,046.00 | 1,807.93 406,869,215 | 1,856.33 417,760,158 | 1.57 |
| 19 | NATIONWIDE HEALTH PROPERTIES INC | アメリカ・ドル アメリカ | 投資証券 | 123,500.00 | 3,064.36 378,448,904 | 3,240.59 400,213,099 | 1.50 |
| 20 | DIGITAL REALTY TRUST INC | アメリカ・ドル アメリカ | 投資証券 | 75,000.00 | 5,107.68 383,076,584 | 5,196.45 389,733,907 | 1.47 |
| 21 | HIGHWOODS PROPERTIES INC | アメリカ・ドル アメリカ | 投資証券 | 138,800.00 | 2,735.64 379,707,886 | 2,689.99 373,370,972 | 1.40 |
| 22 | LAND SECURITIES GROUP PLC | イギリス・ポンド イギリス | 投資証券 | 460,000.00 | 779.72 358,674,694 | 792.30 364,457,218 | 1.37 |
| 23 | ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT | シンガポール・ドル シンガポール | 投資証券 | 2,926,000.00 | 120.39 352,284,548 | 123.65 361,805,752 | 1.36 |
| 24 | 日本ビルファン ド投資法人 | 日本・円 日本 | 投資証券 | 489.00 | 781,000.00 381,909,000 | 738,000.00 360,882,000 | 1.36 |
| 25 | CBL & ASSOCIATES PROPERTIES INC | アメリカ・ドル アメリカ | 投資証券 | 270,000.00 | 1,250.94 337,755,690 | 1,304.82 352,301,373 | 1.32 |
| 26 | NATIONAL RETAIL PROPERTIES INC | アメリカ・ドル アメリカ | 投資証券 | 167,200.00 | 1,982.34 331,447,264 | 2,006.99 335,569,363 | 1.26 |
| 27 | HOME PROPERTIES INC | アメリカ・ドル アメリカ | 投資証券 | 75,000.00 | 4,298.87 322,415,610 | 4,440.41 333,030,397 | 1.25 |
| 28 | DEXUS PROPERTY GRP | オーストラリア・ドル オーストラリア | 投資証券 | 5,497,963.00 | 60.30 331,579,949 | 59.92 329,454,436 | 1.24 |
| 29 | DEVELOPERS DIVERSIFIED REALTY CORP | アメリカ・ドル アメリカ | 投資証券 | 296,699.00 | 1,088.80 323,046,969 | 1,044.59 309,927,740 | 1.17 |
| 30 | MEDICAL PROPERTIES TRUST INC | アメリカ・ドル アメリカ | 投資証券 | 354,800.00 | 831.83 295,134,738 | 872.01 309,389,325 | 1.16 |

フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 順位 | 銘柄名 | 通貨 地域 | 種類 | 数量 | 簿価単価(円) 簿価金額(円) | 評価単価(円) 時価金額(円) | 投資 比率 (%) |
|----|-------------------------------|------------|--------------|-------------|-----------------------|-----------------------|-----------------|
| 1 | フィデリティ・円キャッシュ・ファンド(適格機関投資家専用) | 日本・円 日本 | 投資信託 受益証券 | 790,822,456 | 1.0116 799,996,011 | 1.0121 800,391,407 | 99.50 |
| 2 | フィデリティ・マネー・プール(適格機関投資家専用) | 日本・円 日本 | 投資信託 受益証券 | 4,013,241 | 1.0039 4,028,907 | 1.0023 4,022,471 | 0.50 |

(参考)マザーファンドの種類別投資比率
フィデリティ・日本株式・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 種類 | 国内/外国 | 投資比率 (%) |
|-------------|-------|-------------|
| 投資信託受益証券 | 国内 | 100.00 |
| | 小計 | 100.00 |
| 合計(対純資産総額比) | | 100.00 |

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 種類 | 国内/外国 | 投資比率 (%) |
|-------------|-------|-------------|
| 投資信託受益証券 | 国内 | 48.94 |
| | 小計 | 48.94 |
| 投資証券 | 外国 | 50.23 |
| | 小計 | 50.23 |
| 合計(対純資産総額比) | | 99.17 |

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 種類 | 国内/外国 | 投資比率 (%) |
|-------------|-------|-------------|
| 投資信託受益証券 | 国内 | 100.00 |
| | 小計 | 100.00 |
| 合計(対純資産総額比) | | 100.00 |

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 種類 | 国内 / 外国 | 投資比率 (%) |
|-------------|---------|-------------|
| 投資信託受益証券 | 国内 | 41.26 |
| | 小計 | 41.26 |
| 投資証券 | 外国 | 58.48 |
| | 小計 | 58.48 |
| 合計（対純資産総額比） | | 99.73 |

フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 種類 | 国内 / 外国 | 投資比率 (%) |
|-------------|---------|-------------|
| 投資証券 | 国内 | 4.92 |
| | 小計 | 4.92 |
| | 外国 | 91.96 |
| | 小計 | 91.96 |
| 合計（対純資産総額比） | | 96.88 |

フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 種類 | 国内 / 外国 | 投資比率 (%) |
|-------------|---------|-------------|
| 投資信託受益証券 | 国内 | 100.00 |
| | 小計 | 100.00 |
| 合計（対純資産総額比） | | 100.00 |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドのその他投資資産の主要なもの

フィデリティ・日本株式・マザーファンド

該当事項はありません。

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

該当事項はありません。

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

該当事項はありません。

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 種類 | 通貨 | 買建/売建 | 数量 | 簿価金額 (円) | 時価金額 (円) | 投資比率 (%) |
|--------|----------|-------|---------|-------------|-------------|-------------|
| 為替予約取引 | イギリス・ポンド | 売建 | 189,603 | 24,796,386 | 24,993,574 | 0.02 |

フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 種類 | 通貨 | 買建/売建 | 数量 | 簿価金額 (円) | 時価金額 (円) | 投資比率 (%) |
|--------|------------|-------|-----------|-------------|-------------|-------------|
| 為替予約取引 | イギリス・ポンド | 買建 | 597,834 | 79,380,352 | 78,806,531 | 0.30 |
| | アメリカ・ドル | 買建 | 753,382 | 68,561,794 | 68,783,844 | 0.26 |
| | オーストラリア・ドル | 買建 | 100,000 | 7,762,822 | 7,731,000 | 0.03 |
| | ユーロ | 売建 | 50,020 | 5,521,870 | 5,611,759 | 0.02 |
| | カナダ・ドル | 売建 | 128,807 | 11,175,910 | 11,171,430 | 0.04 |
| | 香港・ドル | 売建 | 1,068,250 | 12,509,207 | 12,519,890 | 0.05 |
| | オーストラリア・ドル | 売建 | 225,000 | 17,397,000 | 17,392,500 | 0.07 |
| | シンガポール・ドル | 売建 | 339,192 | 21,957,807 | 22,071,248 | 0.08 |
| | アメリカ・ドル | 売建 | 955,307 | 87,143,174 | 87,219,599 | 0.33 |

フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド

該当事項はありません。

(注1) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2010年5月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

(安定型)

| 期 | 年月日 | 純資産総額 (百万円) (分配落) | 純資産総額 (百万円) (分配付) | 1口当たり純資産額 (円) (分配落) | 1口当たり純資産額 (円) (分配付) |
|----|---------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 1期 | (2007年10月25日) | 1,835 | 1,835 | 1.0113 | 1.0113 |
| 2期 | (2008年10月27日) | 1,418 | 1,418 | 0.8319 | 0.8319 |
| 3期 | (2009年10月26日) | 1,382 | 1,382 | 0.9145 | 0.9145 |
| | 2009年5月末日 | 1,419 | - | 0.8659 | - |
| | 2009年6月末日 | 1,385 | - | 0.8788 | - |
| | 2009年7月末日 | 1,386 | - | 0.8930 | - |
| | 2009年8月末日 | 1,394 | - | 0.9054 | - |
| | 2009年9月末日 | 1,382 | - | 0.9075 | - |
| | 2009年10月末日 | 1,372 | - | 0.9074 | - |
| | 2009年11月末日 | 1,340 | - | 0.8920 | - |
| | 2009年12月末日 | 1,282 | - | 0.9159 | - |
| | 2010年1月末日 | 1,251 | - | 0.9094 | - |
| | 2010年2月末日 | 1,248 | - | 0.9132 | - |
| | 2010年3月末日 | 1,254 | - | 0.9376 | - |
| | 2010年4月末日 | 1,255 | - | 0.9473 | - |
| | 2010年5月末日 | 1,215 | - | 0.9200 | - |

（安定成長型）

| 期 | 年月日 | 純資産総額 （百万円） （分配落） | 純資産総額 （百万円） （分配付） | 1口当たり純資産額 （円） （分配落） | 1口当たり純資産額 （円） （分配付） |
|----|---------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 1期 | (2007年10月25日) | 8,551 | 8,551 | 1.0144 | 1.0144 |
| 2期 | (2008年10月27日) | 5,100 | 5,100 | 0.7062 | 0.7062 |
| 3期 | (2009年10月26日) | 5,414 | 5,414 | 0.8263 | 0.8263 |
| | 2009年5月末日 | 5,265 | - | 0.7612 | - |
| | 2009年6月末日 | 5,290 | - | 0.7753 | - |
| | 2009年7月末日 | 5,404 | - | 0.7968 | - |
| | 2009年8月末日 | 5,451 | - | 0.8148 | - |
| | 2009年9月末日 | 5,378 | - | 0.8134 | - |
| | 2009年10月末日 | 5,341 | - | 0.8144 | - |
| | 2009年11月末日 | 5,071 | - | 0.7899 | - |
| | 2009年12月末日 | 5,220 | - | 0.8314 | - |
| | 2010年1月末日 | 5,058 | - | 0.8179 | - |
| | 2010年2月末日 | 4,965 | - | 0.8180 | - |
| | 2010年3月末日 | 5,131 | - | 0.8610 | - |
| | 2010年4月末日 | 5,104 | - | 0.8725 | - |
| | 2010年5月末日 | 4,745 | - | 0.8231 | - |

(成長型)

| 期 | 年月日 | 純資産総額 (百万円) (分配落) | 純資産総額 (百万円) (分配付) | 1口当たり純資産額 (円) (分配落) | 1口当たり純資産額 (円) (分配付) |
|----|---------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 1期 | (2007年10月25日) | 13,981 | 13,981 | 1.0316 | 1.0316 |
| 2期 | (2008年10月27日) | 7,000 | 7,000 | 0.5839 | 0.5839 |
| 3期 | (2009年10月26日) | 7,883 | 7,883 | 0.7260 | 0.7260 |
| | 2009年5月末日 | 7,469 | - | 0.6496 | - |
| | 2009年6月末日 | 7,519 | - | 0.6621 | - |
| | 2009年7月末日 | 7,713 | - | 0.6890 | - |
| | 2009年8月末日 | 7,839 | - | 0.7068 | - |
| | 2009年9月末日 | 7,788 | - | 0.7056 | - |
| | 2009年10月末日 | 7,675 | - | 0.7094 | - |
| | 2009年11月末日 | 7,243 | - | 0.6809 | - |
| | 2009年12月末日 | 7,637 | - | 0.7332 | - |
| | 2010年1月末日 | 7,271 | - | 0.7101 | - |
| | 2010年2月末日 | 7,133 | - | 0.7075 | - |
| | 2010年3月末日 | 7,491 | - | 0.7658 | - |
| | 2010年4月末日 | 7,471 | - | 0.7789 | - |
| | 2010年5月末日 | 6,759 | - | 0.7091 | - |

【分配の推移】

（安定型）

| 期 | 1口当たりの分配金(円) |
|-----|--------------|
| 第1期 | 0.0000 |
| 第2期 | 0.0000 |
| 第3期 | 0.0000 |

（安定成長型）

| 期 | 1口当たりの分配金(円) |
|-----|--------------|
| 第1期 | 0.0000 |
| 第2期 | 0.0000 |
| 第3期 | 0.0000 |

（成長型）

| 期 | 1口当たりの分配金(円) |
|-----|--------------|
| 第1期 | 0.0000 |
| 第2期 | 0.0000 |
| 第3期 | 0.0000 |

【収益率の推移】

（安定型）

| 期 | 収益率(%) |
|------------------------------------|--------|
| 第1期 | 1.1 |
| 第2期 | 17.7 |
| 第3期 | 9.9 |
| 第4期中 自 2009年10月27日 至 2010年4月26日 | 3.6 |

（安定成長型）

| 期 | 収益率(%) |
|------------------------------------|--------|
| 第1期 | 1.4 |
| 第2期 | 30.4 |
| 第3期 | 17.0 |
| 第4期中 自 2009年10月27日 至 2010年4月26日 | 5.8 |

(成長型)

| 期 | 収益率(%) |
|------------------------------------|--------|
| 第1期 | 3.2 |
| 第2期 | 43.4 |
| 第3期 | 24.3 |
| 第4期中 自 2009年10月27日 至 2010年4月26日 | 7.9 |

(注) 収益率とは、各計算期間末(又は当中間期末)の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

6【手続等の概要】

<訂正前>

(1) 申込（販売）手続等

（略）

なお、販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

（略）

(2) 換金（解約）手続等

（略）

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

（略）

<訂正後>

(1) 申込（販売）手続等

（略）

なお、販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

（略）

(2) 換金（解約）手続等

（略）

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

（略）

7【管理及び運営の概要】

<訂正前>

(1) (略)

(2) 受益者の権利等

(略)

1. ~ 6. (略)

7. 反対者の買取請求権

前記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

上記の買取請求の内容および手続に関する事項は、前記「(1) 資産管理等の概要 5. 信託の終了」または「同6. 投資信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

8. ~ 9. (略)

<訂正後>

(1) (略)

(2) 受益者の権利等

(略)

1. ~ 6. (略)

7. 反対者の買取請求権

前記6.に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

上記の買取請求の内容および手続に関する事項は、前記「(1) 資産管理等の概要 5. 信託の終了」または「同6. 投資信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

8. ~ 9. (略)

第2【財務ハイライト情報】

原届出書「第二部 ファンド情報 第2 財務ハイライト情報」の末尾に、以下の記載内容を追加いたします。

<追加内容>

中間財務諸表

【MUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

| | 第3期中間計算期間 平成21年4月27日現在 | 第4期中間計算期間 平成22年4月26日現在 |
|-----------------|---------------------------|---------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 16,963,922 | 16,100,901 |
| 親投資信託受益証券 | 1,383,094,429 | 1,245,607,632 |
| 流動資産合計 | 1,400,058,351 | 1,261,708,533 |
| 資産合計 | 1,400,058,351 | 1,261,708,533 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払受託者報酬 | 290,702 | 270,282 |
| 未払委託者報酬 | 3,161,774 | 2,939,772 |
| その他未払費用 | 692,182 | 643,574 |
| 流動負債合計 | 4,144,658 | 3,853,628 |
| 負債合計 | 4,144,658 | 3,853,628 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,646,061,142 | 1,327,115,337 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 250,147,449 | 69,260,432 |
| （分配準備積立金） | 25,084,204 | 37,701,671 |
| 元本等合計 | 1,395,913,693 | 1,257,854,905 |
| 純資産合計 | 1,395,913,693 | 1,257,854,905 |
| 負債純資産合計 | 1,400,058,351 | 1,261,708,533 |

（ 2 ）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第 3 期中間計算期間 自 平成20年10月28日 至 平成21年 4 月27日 | 第 4 期中間計算期間 自 平成21年10月27日 至 平成22年 4 月26日 |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 30,691,554 | 48,091,698 |
| 営業収益合計 | 30,691,554 | 48,091,698 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 290,702 | 270,282 |
| 委託者報酬 | 3,161,774 | 2,939,772 |
| その他費用 | 692,182 | 643,574 |
| 営業費用合計 | 4,144,658 | 3,853,628 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 26,546,896 | 44,238,070 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 26,546,896 | 44,238,070 |
| 中間純利益又は中間純損失（ ） | 26,546,896 | 44,238,070 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ） | 268,034 | 19,928 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 286,649,270 | 129,313,923 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 19,874,663 | 15,997,428 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 19,874,663 | 15,997,428 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 9,651,704 | 201,935 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 9,651,704 | 201,935 |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 250,147,449 | 69,260,432 |

[次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 第3期中間計算期間 自平成20年10月28日 至平成21年4月27日 | 第4期中間計算期間 自平成21年10月27日 至平成22年4月26日 |
|-----------------|--|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | 親投資信託受益証券 同左 |

【MUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド(安定成長型)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

| | 第3期中間計算期間 平成21年4月27日現在 | 第4期中間計算期間 平成22年4月26日現在 |
|-----------------|---------------------------|---------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 64,433,731 | 65,742,000 |
| 親投資信託受益証券 | 5,051,909,702 | 5,074,159,347 |
| 未収入金 | - | 14,457,832 |
| 流動資産合計 | 5,116,343,433 | 5,154,359,179 |
| 資産合計 | 5,116,343,433 | 5,154,359,179 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | - | 12,081,897 |
| 未払受託者報酬 | 1,052,558 | 1,075,558 |
| 未払委託者報酬 | 15,657,158 | 15,999,541 |
| その他未払費用 | 2,506,098 | 2,560,898 |
| 流動負債合計 | 19,215,814 | 31,717,894 |
| 負債合計 | 19,215,814 | 31,717,894 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 6,949,748,925 | 5,859,765,852 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 1,852,621,306 | 737,124,567 |
| (分配準備積立金) | 121,523,501 | 188,794,835 |
| 元本等合計 | 5,097,127,619 | 5,122,641,285 |
| 純資産合計 | 5,097,127,619 | 5,122,641,285 |
| 負債純資産合計 | 5,116,343,433 | 5,154,359,179 |

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

| | 第 3 期中間計算期間 自 平成20年10月28日 至 平成21年 4 月27日 | 第 4 期中間計算期間 自 平成21年10月27日 至 平成22年 4 月26日 |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 209,340,720 | 301,965,988 |
| 営業収益合計 | 209,340,720 | 301,965,988 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 1,052,558 | 1,075,558 |
| 委託者報酬 | 15,657,158 | 15,999,541 |
| その他費用 | 2,506,098 | 2,560,898 |
| 営業費用合計 | 19,215,814 | 19,635,997 |
| 営業利益又は営業損失() | 190,124,906 | 282,329,991 |
| 経常利益又は経常損失() | 190,124,906 | 282,329,991 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 190,124,906 | 282,329,991 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額() | 1,026,139 | 1,689,325 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 2,121,990,349 | 1,138,295,332 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 84,598,144 | 123,734,305 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 84,598,144 | 123,734,305 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 4,327,868 | 3,204,206 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 4,327,868 | 3,204,206 |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 1,852,621,306 | 737,124,567 |

[次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 第3期中間計算期間 自平成20年10月28日 至平成21年4月27日 | 第4期中間計算期間 自平成21年10月27日 至平成22年4月26日 |
|-----------------|--|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | 親投資信託受益証券 同左 |

【MUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

| | 第 3 期中間計算期間 平成21年 4 月27日現在 | 第 4 期中間計算期間 平成22年 4 月26日現在 |
|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 98,644,132 | 104,120,107 |
| 親投資信託受益証券 | 7,069,065,004 | 7,460,969,629 |
| 未収入金 | 12,553,787 | 24,959,933 |
| 流動資産合計 | 7,180,262,923 | 7,590,049,669 |
| 資産合計 | 7,180,262,923 | 7,590,049,669 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 9,966,745 | 23,860,105 |
| 未払受託者報酬 | 1,444,788 | 1,559,738 |
| 未払委託者報酬 | 26,187,403 | 28,270,878 |
| その他未払費用 | 3,439,993 | 3,713,681 |
| 流動負債合計 | 41,038,929 | 57,404,402 |
| 負債合計 | 41,038,929 | 57,404,402 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 11,630,583,294 | 9,611,966,175 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 4,491,359,300 | 2,079,320,908 |
| （分配準備積立金） | 216,482,536 | 302,579,597 |
| 元本等合計 | 7,139,223,994 | 7,532,645,267 |
| 純資産合計 | 7,139,223,994 | 7,532,645,267 |
| 負債純資産合計 | 7,180,262,923 | 7,590,049,669 |

（ 2 ）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第 3 期中間計算期間 自 平成20年10月28日 至 平成21年 4 月27日 | 第 4 期中間計算期間 自 平成21年10月27日 至 平成22年 4 月26日 |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 374,586,228 | 589,213,222 |
| 営業収益合計 | 374,586,228 | 589,213,222 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 1,444,788 | 1,559,738 |
| 委託者報酬 | 26,187,403 | 28,270,878 |
| その他費用 | 3,439,993 | 3,713,681 |
| 営業費用合計 | 31,072,184 | 33,544,297 |
| 営業利益又は営業損失（ ） | 343,514,044 | 555,668,925 |
| 経常利益又は経常損失（ ） | 343,514,044 | 555,668,925 |
| 中間純利益又は中間純損失（ ） | 343,514,044 | 555,668,925 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ） | 2,629,761 | 1,459,635 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 4,987,823,077 | 2,975,446,228 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 191,402,470 | 348,818,019 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 191,402,470 | 348,818,019 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 41,082,498 | 6,901,989 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 41,082,498 | 6,901,989 |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 4,491,359,300 | 2,079,320,908 |

[次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 第 3 期中間計算期間 自 平成20年10月28日 至 平成21年 4 月27日 | 第 4 期中間計算期間 自 平成21年10月27日 至 平成22年 4 月26日 |
|-----------------|--|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | 親投資信託受益証券 同左 |

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・日本株式・マザーファンド」「フィデリティ・海外株式・マザーファンド」「フィデリティ・国内債券・マザーファンド」「フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド」「フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド」「フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・日本株式・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

| 区 分 | 平成21年 4月27日現在 | 平成22年 4月26日現在 |
|-------------|---------------|---------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 1 | 1 |
| 投資信託受益証券 | 3,546,770,501 | 3,412,942,650 |
| 未収入金 | 11,241,681 | - |
| 流動資産合計 | 3,558,012,183 | 3,412,942,651 |
| 資産合計 | 3,558,012,183 | 3,412,942,651 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 11,241,681 | - |
| 流動負債合計 | 11,241,681 | - |
| 負債合計 | 11,241,681 | - |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 6,646,248,911 | 5,018,471,264 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 3,099,478,409 | 1,605,528,613 |
| 元本等合計 | 3,546,770,502 | 3,412,942,651 |
| 純資産合計 | 3,546,770,502 | 3,412,942,651 |
| 負債純資産合計 | 3,558,012,183 | 3,412,942,651 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 自 平成20年10月28日 至 平成21年 4 月27日 | 自 平成21年10月27日 至 平成22年 4 月26日 |
|-----------------|---|---------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | 投資信託受益証券 同左 |

「フィデリティ・海外株式・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

| 区 分 | 平成21年 4 月27日現在 | 平成22年 4 月26日現在 |
|-------------|----------------|----------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 1,084 | 1,167 |
| 金銭信託 | 13,677,877 | 10,166,273 |
| 投資信託受益証券 | 1,485,889,993 | 1,565,420,670 |
| 投資証券 | 1,482,361,167 | 1,677,065,114 |
| その他未収収益 | 792,575 | 894,682 |
| 流動資産合計 | 2,982,722,696 | 3,253,547,906 |
| 資産合計 | 2,982,722,696 | 3,253,547,906 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 721,858 | 620,000 |
| 流動負債合計 | 721,858 | 620,000 |
| 負債合計 | 721,858 | 620,000 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 5,354,408,739 | 4,155,449,869 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 2,372,407,901 | 902,521,963 |
| 元本等合計 | 2,982,000,838 | 3,252,927,906 |
| 純資産合計 | 2,982,000,838 | 3,252,927,906 |
| 負債純資産合計 | 2,982,722,696 | 3,253,547,906 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 自 平成20年10月28日 至 平成21年 4月27日 | 自 平成21年10月27日 至 平成22年 4月26日 |
|----------------------------|---|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> | <p>(1) 投資信託受益証券 同左</p> <p>(2) 投資証券 同左</p> |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | <p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> | <p>為替予約取引 同左</p> |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> | <p>外貨建取引等の処理基準 同左</p> |

「フィデリティ・国内債券・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

| 区 分 | 平成21年 4 月27日現在 | 平成22年 4 月26日現在 |
|-------------|----------------|----------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | - | 889,822 |
| 投資信託受益証券 | 7,193,002,450 | 6,756,442,664 |
| 未収入金 | 3,452,149 | - |
| 流動資産合計 | 7,196,454,599 | 6,757,332,486 |
| 資産合計 | 7,196,454,599 | 6,757,332,486 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 3,452,148 | - |
| 流動負債合計 | 3,452,148 | - |
| 負債合計 | 3,452,148 | - |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 7,269,118,578 | 6,483,303,985 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 76,116,127 | 274,028,501 |
| 元本等合計 | 7,193,002,451 | 6,757,332,486 |
| 純資産合計 | 7,193,002,451 | 6,757,332,486 |
| 負債純資産合計 | 7,196,454,599 | 6,757,332,486 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 自 平成20年10月28日 至 平成21年 4 月27日 | 自 平成21年10月27日 至 平成22年 4 月26日 |
|-----------------|---|---------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | 投資信託受益証券 同左 |

「フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

| 区 分 | 平成21年 4月27日現在 | 平成22年 4月26日現在 |
|-------------|-----------------|-----------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 310,052,665 | 175,258,984 |
| 投資信託受益証券 | 52,644,428,863 | 49,127,101,795 |
| 投資証券 | 76,338,789,819 | 70,238,250,939 |
| 派生商品評価勘定 | 7,347,216 | - |
| 未収入金 | 1,683,860,751 | 609,043,011 |
| 未収配当金 | 87,180,291 | 69,111,585 |
| その他未収収益 | 22,000,875 | 19,932,135 |
| 流動資産合計 | 131,093,660,480 | 120,238,698,449 |
| 資産合計 | 131,093,660,480 | 120,238,698,449 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | - | 5,635,939 |
| 未払解約金 | 2,001,059,316 | 778,515,275 |
| 流動負債合計 | 2,001,059,316 | 784,151,214 |
| 負債合計 | 2,001,059,316 | 784,151,214 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 153,091,597,093 | 116,027,147,771 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 23,998,995,929 | 3,427,399,464 |
| 元本等合計 | 129,092,601,164 | 119,454,547,235 |
| 純資産合計 | 129,092,601,164 | 119,454,547,235 |
| 負債純資産合計 | 131,093,660,480 | 120,238,698,449 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 自 平成20年10月28日 至 平成21年 4 月27日 | 自 平成21年10月27日 至 平成22年 4 月26日 |
|---------------------------|---|---|
| 1 . 有価証券の評価基準 及び評価方法 | <p>(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> | <p>(1) 投資信託受益証券 同左</p> <p>(2) 投資証券 同左</p> |
| 2 . デリバティブの評価 基準及び評価方法 | <p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> | <p>為替予約取引 同左</p> |

| 項目 | 自 平成20年10月28日 至 平成21年 4月27日 | 自 平成21年10月27日 至 平成22年 4月26日 |
|----------------------------|--|--------------------------------|
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 | 外貨建取引等の処理基準 同左 |

「フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

| 区 分 | 平成21年4月27日現在 | 平成22年4月26日現在 |
|-------------|----------------|----------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 265,431,580 | 805,613,813 |
| 金銭信託 | 18,015,177 | 38,624,194 |
| 投資証券 | 24,378,759,281 | 29,939,111,913 |
| 派生商品評価勘定 | 98,984 | 320,753 |
| 未収入金 | 429,468,069 | 127,698,937 |
| 未収配当金 | 78,469,548 | 53,342,644 |
| 流動資産合計 | 25,170,242,639 | 30,964,712,254 |
| 資産合計 | 25,170,242,639 | 30,964,712,254 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 432,804 | 325,829 |
| 未払金 | 336,072,122 | 65,524,864 |
| 未払解約金 | - | 64,582,818 |
| 流動負債合計 | 336,504,926 | 130,433,511 |
| 負債合計 | 336,504,926 | 130,433,511 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 56,151,196,336 | 42,999,367,107 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 31,317,458,623 | 12,165,088,364 |
| 元本等合計 | 24,833,737,713 | 30,834,278,743 |
| 純資産合計 | 24,833,737,713 | 30,834,278,743 |
| 負債純資産合計 | 25,170,242,639 | 30,964,712,254 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 自 平成20年10月28日 至 平成21年 4月27日 | 自 平成21年10月27日 至 平成22年 4月26日 |
|----------------------------|--|--------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 | 投資証券 同左 |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 | 為替予約取引 同左 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 | 外貨建取引等の処理基準 同左 |

「フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

| 区 分 | 平成21年4月27日現在 | 平成22年4月26日現在 |
|-------------|--------------|--------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 916,125 | 1 |
| 投資信託受益証券 | 890,236,974 | 804,413,477 |
| 未収入金 | 5,048 | - |
| 流動資産合計 | 891,158,147 | 804,413,478 |
| 資産合計 | 891,158,147 | 804,413,478 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 921,172 | - |
| 流動負債合計 | 921,172 | - |
| 負債合計 | 921,172 | - |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 881,860,334 | 795,820,604 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 8,376,641 | 8,592,874 |
| 元本等合計 | 890,236,975 | 804,413,478 |
| 純資産合計 | 890,236,975 | 804,413,478 |
| 負債純資産合計 | 891,158,147 | 804,413,478 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 自 平成20年10月28日 至 平成21年 4 月27日 | 自 平成21年10月27日 至 平成22年 4 月26日 |
|-----------------|---|---------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | 投資信託受益証券 同左 |

第三部【ファンドの詳細情報】

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（略）

なお、販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

（略）

<訂正後>

（略）

なお、販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

（略）

2【換金（解約）手続等】

< 訂正前 >

（略）

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

（略）

< 訂正後 >

（略）

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

（略）

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

(略)

基準価額は毎営業日計算され、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、MUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）は、「MU安定」、MUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）は、「MU安成」、MUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）は、「MU成長」としてそれぞれ略称で掲載されます。）

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

<訂正後>

(略)

基準価額は毎営業日計算され、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、MUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）は、「MU安定」、MUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）は、「MU安成」、MUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）は、「MU成長」としてそれぞれ略称で掲載されます。）

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

2【受益者の権利等】

<訂正前>

(略)

(1)～(6) (略)

(7) 反対者の買取請求権

前記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

上記の買取請求の内容および手続に関する事項は、前記「1 資産管理等の概要 (5)その他 (a)信託の終了」または「同 (b)投資信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

(8)～(9) (略)

<訂正後>

(略)

(1)～(6) (略)

(7) 反対者の買取請求権

前記(6)に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

上記の買取請求の内容および手続に関する事項は、前記「1 資産管理等の概要 (5)その他 (a)信託の終了」または「同 (b)投資信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

(8)～(9) (略)

第4【ファンドの経理状況】

<訂正前>

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成19年10月26日から平成20年10月27日まで）、および第3期計算期間（平成20年10月28日から平成21年10月26日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

<訂正後>

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成19年10月26日から平成20年10月27日まで）、および第3期計算期間（平成20年10月28日から平成21年10月26日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3、第57条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期中間計算期間（平成20年10月28日から平成21年4月27日まで）、および第4期中間計算期間（平成21年10月27日から平成22年4月26日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

なお、財務諸表および中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

1 【財務諸表】

原届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」の末尾に、以下の記載内容を追加いたします。

< 追加内容 >

中間財務諸表

【MUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

| | 第3期中間計算期間 平成21年4月27日現在 | 第4期中間計算期間 平成22年4月26日現在 |
|-----------------|---------------------------|---------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 16,963,922 | 16,100,901 |
| 親投資信託受益証券 | 1,383,094,429 | 1,245,607,632 |
| 流動資産合計 | 1,400,058,351 | 1,261,708,533 |
| 資産合計 | 1,400,058,351 | 1,261,708,533 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払受託者報酬 | 290,702 | 270,282 |
| 未払委託者報酬 | 3,161,774 | 2,939,772 |
| その他未払費用 | 692,182 | 643,574 |
| 流動負債合計 | 4,144,658 | 3,853,628 |
| 負債合計 | 4,144,658 | 3,853,628 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 1,646,061,142 | 1,327,115,337 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 250,147,449 | 69,260,432 |
| （分配準備積立金） | 25,084,204 | 37,701,671 |
| 元本等合計 | 1,395,913,693 | 1,257,854,905 |
| 純資産合計 | 1,395,913,693 | 1,257,854,905 |
| 負債純資産合計 | 1,400,058,351 | 1,261,708,533 |

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

| | 第3期中間計算期間 自平成20年10月28日 至平成21年4月27日 | 第4期中間計算期間 自平成21年10月27日 至平成22年4月26日 |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 30,691,554 | 48,091,698 |
| 営業収益合計 | 30,691,554 | 48,091,698 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 290,702 | 270,282 |
| 委託者報酬 | 3,161,774 | 2,939,772 |
| その他費用 | 692,182 | 643,574 |
| 営業費用合計 | 4,144,658 | 3,853,628 |
| 営業利益又は営業損失() | 26,546,896 | 44,238,070 |
| 経常利益又は経常損失() | 26,546,896 | 44,238,070 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 26,546,896 | 44,238,070 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額() | 268,034 | 19,928 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 286,649,270 | 129,313,923 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 19,874,663 | 15,997,428 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 19,874,663 | 15,997,428 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 9,651,704 | 201,935 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 9,651,704 | 201,935 |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 250,147,449 | 69,260,432 |

[次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 第3期中間計算期間 自平成20年10月28日 至平成21年4月27日 | 第4期中間計算期間 自平成21年10月27日 至平成22年4月26日 |
|-----------------|--|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | 親投資信託受益証券 同左 |

(中間貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第3期中間計算期間 平成21年4月27日現在 | 第4期中間計算期間 平成22年4月26日現在 |
|--------------------------|--|---|
| 1. 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 1,705,355,424 円 | 1,512,160,109 円 |
| 期中追加設定元本額 | 58,986,427 円 | 1,977,962 円 |
| 期中一部解約元本額 | 118,280,709 円 | 187,022,734 円 |
| 2. 中間計算期間末日における受益権の総数 | 1,646,061,142 口 | 1,327,115,337 口 |
| 3. 元本の欠損 | 中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は250,147,449円です。 | 中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は69,260,432円です。 |
| 4. 中間計算期間末日における1口当たり純資産額 | 0.8480 円 | 0.9478 円 |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

【MUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド(安定成長型)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

| | 第3期中間計算期間 平成21年4月27日現在 | 第4期中間計算期間 平成22年4月26日現在 |
|-----------------|---------------------------|---------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 64,433,731 | 65,742,000 |
| 親投資信託受益証券 | 5,051,909,702 | 5,074,159,347 |
| 未収入金 | - | 14,457,832 |
| 流動資産合計 | 5,116,343,433 | 5,154,359,179 |
| 資産合計 | 5,116,343,433 | 5,154,359,179 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | - | 12,081,897 |
| 未払受託者報酬 | 1,052,558 | 1,075,558 |
| 未払委託者報酬 | 15,657,158 | 15,999,541 |
| その他未払費用 | 2,506,098 | 2,560,898 |
| 流動負債合計 | 19,215,814 | 31,717,894 |
| 負債合計 | 19,215,814 | 31,717,894 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 6,949,748,925 | 5,859,765,852 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 1,852,621,306 | 737,124,567 |
| (分配準備積立金) | 121,523,501 | 188,794,835 |
| 元本等合計 | 5,097,127,619 | 5,122,641,285 |
| 純資産合計 | 5,097,127,619 | 5,122,641,285 |
| 負債純資産合計 | 5,116,343,433 | 5,154,359,179 |

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

| | 第3期中間計算期間 自平成20年10月28日 至平成21年4月27日 | 第4期中間計算期間 自平成21年10月27日 至平成22年4月26日 |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 209,340,720 | 301,965,988 |
| 営業収益合計 | 209,340,720 | 301,965,988 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 1,052,558 | 1,075,558 |
| 委託者報酬 | 15,657,158 | 15,999,541 |
| その他費用 | 2,506,098 | 2,560,898 |
| 営業費用合計 | 19,215,814 | 19,635,997 |
| 営業利益又は営業損失() | 190,124,906 | 282,329,991 |
| 経常利益又は経常損失() | 190,124,906 | 282,329,991 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 190,124,906 | 282,329,991 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額() | 1,026,139 | 1,689,325 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 2,121,990,349 | 1,138,295,332 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 84,598,144 | 123,734,305 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 84,598,144 | 123,734,305 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 4,327,868 | 3,204,206 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 4,327,868 | 3,204,206 |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 1,852,621,306 | 737,124,567 |

[次へ](#)

（ 3 ）中間注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | 第3期中間計算期間 自平成20年10月28日 至平成21年4月27日 | 第4期中間計算期間 自平成21年10月27日 至平成22年4月26日 |
|-----------------|--|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | 親投資信託受益証券 同左 |

（中間貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 第3期中間計算期間 平成21年4月27日現在 | 第4期中間計算期間 平成22年4月26日現在 |
|--------------------------|--|--|
| 1. 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 7,222,422,063 円 | 6,552,968,000 円 |
| 期中追加設定元本額 | 15,278,274 円 | 19,040,450 円 |
| 期中一部解約元本額 | 287,951,412 円 | 712,242,598 円 |
| 2. 中間計算期間末日における受益権の総数 | 6,949,748,925 口 | 5,859,765,852 口 |
| 3. 元本の欠損 | 中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,852,621,306円です。 | 中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は737,124,567円です。 |
| 4. 中間計算期間末日における1口当たり純資産額 | 0.7334 円 | 0.8742 円 |

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

【MUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

| | 第 3 期中間計算期間 平成21年 4 月27日現在 | 第 4 期中間計算期間 平成22年 4 月26日現在 |
|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 98,644,132 | 104,120,107 |
| 親投資信託受益証券 | 7,069,065,004 | 7,460,969,629 |
| 未収入金 | 12,553,787 | 24,959,933 |
| 流動資産合計 | 7,180,262,923 | 7,590,049,669 |
| 資産合計 | 7,180,262,923 | 7,590,049,669 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 9,966,745 | 23,860,105 |
| 未払受託者報酬 | 1,444,788 | 1,559,738 |
| 未払委託者報酬 | 26,187,403 | 28,270,878 |
| その他未払費用 | 3,439,993 | 3,713,681 |
| 流動負債合計 | 41,038,929 | 57,404,402 |
| 負債合計 | 41,038,929 | 57,404,402 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 11,630,583,294 | 9,611,966,175 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 4,491,359,300 | 2,079,320,908 |
| （分配準備積立金） | 216,482,536 | 302,579,597 |
| 元本等合計 | 7,139,223,994 | 7,532,645,267 |
| 純資産合計 | 7,139,223,994 | 7,532,645,267 |
| 負債純資産合計 | 7,180,262,923 | 7,590,049,669 |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

| | 第3期中間計算期間 自平成20年10月28日 至平成21年4月27日 | 第4期中間計算期間 自平成21年10月27日 至平成22年4月26日 |
|---|--|--|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 374,586,228 | 589,213,222 |
| 営業収益合計 | 374,586,228 | 589,213,222 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 1,444,788 | 1,559,738 |
| 委託者報酬 | 26,187,403 | 28,270,878 |
| その他費用 | 3,439,993 | 3,713,681 |
| 営業費用合計 | 31,072,184 | 33,544,297 |
| 営業利益又は営業損失() | 343,514,044 | 555,668,925 |
| 経常利益又は経常損失() | 343,514,044 | 555,668,925 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 343,514,044 | 555,668,925 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額() | 2,629,761 | 1,459,635 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 4,987,823,077 | 2,975,446,228 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 191,402,470 | 348,818,019 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 191,402,470 | 348,818,019 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 41,082,498 | 6,901,989 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 41,082,498 | 6,901,989 |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 4,491,359,300 | 2,079,320,908 |

[次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 第 3 期中間計算期間 自 平成20年10月28日 至 平成21年 4 月27日 | 第 4 期中間計算期間 自 平成21年10月27日 至 平成22年 4 月26日 |
|-----------------|--|--|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | 親投資信託受益証券 同左 |

(中間貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第 3 期中間計算期間 平成21年 4 月27日現在 | 第 4 期中間計算期間 平成22年 4 月26日現在 |
|----------------------------|--|--|
| 1. 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 11,988,090,663 円 | 10,859,442,957 円 |
| 期中追加設定元本額 | 102,663,364 円 | 25,541,177 円 |
| 期中一部解約元本額 | 460,170,733 円 | 1,273,017,959 円 |
| 2. 中間計算期間末日における受益権の総数 | 11,630,583,294 口 | 9,611,966,175 口 |
| 3. 元本の欠損 | 中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は4,491,359,300円です。 | 中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,079,320,908円です。 |
| 4. 中間計算期間末日における 1 口当たり純資産額 | 0.6138 円 | 0.7837 円 |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・日本株式・マザーファンド」「フィデリティ・海外株式・マザーファンド」「フィデリティ・国内債券・マザーファンド」「フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド」「フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド」「フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・日本株式・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

| 区 分 | 平成21年 4月27日現在 | 平成22年 4月26日現在 |
|-------------|---------------|---------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 1 | 1 |
| 投資信託受益証券 | 3,546,770,501 | 3,412,942,650 |
| 未収入金 | 11,241,681 | - |
| 流動資産合計 | 3,558,012,183 | 3,412,942,651 |
| 資産合計 | 3,558,012,183 | 3,412,942,651 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 11,241,681 | - |
| 流動負債合計 | 11,241,681 | - |
| 負債合計 | 11,241,681 | - |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 6,646,248,911 | 5,018,471,264 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 3,099,478,409 | 1,605,528,613 |
| 元本等合計 | 3,546,770,502 | 3,412,942,651 |
| 純資産合計 | 3,546,770,502 | 3,412,942,651 |
| 負債純資産合計 | 3,558,012,183 | 3,412,942,651 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 自 平成20年10月28日 至 平成21年 4 月27日 | 自 平成21年10月27日 至 平成22年 4 月26日 |
|-----------------|---|---------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | 投資信託受益証券 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 平成21年 4 月27日現在 | 平成22年 4 月26日現在 |
|---|--|--|
| 1. 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 6,362,066,119 円 | 5,785,347,302 円 |
| 期中追加設定元本額 | 513,204,013 円 | - 円 |
| 期中一部解約元本額 | 229,021,221 円 | 766,876,038 円 |
| 2. 期末元本額及びその内訳 | | |
| M U F G ・ フィデリティ ・ 退職金活用ファンド （安定型） | 255,642,507 円 | 180,553,027 円 |
| M U F G ・ フィデリティ ・ 退職金活用ファンド （安定成長型） | 1,936,721,733 円 | 1,481,343,869 円 |
| M U F G ・ フィデリティ ・ 退職金活用ファンド （成長型） | 3,505,004,152 円 | 2,727,006,849 円 |
| フィデリティ ・ 退職設計 ・ ファンド（1年決算型） | 656,195,054 円 | 435,914,745 円 |
| フィデリティ ・ 退職設計 ・ ファンド（隔月決算型） | 292,685,465 円 | 193,652,774 円 |
| 計 | 6,646,248,911 円 | 5,018,471,264 円 |
| 3. 計算期間末日における受益権の総数 | 6,646,248,911 口 | 5,018,471,264 口 |
| 4. 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,099,478,409円です。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,605,528,613円です。 |
| 5. 計算期間末日における1口当たり純資産額 | 0.5336 円 | 0.6801 円 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

「フィデリティ・海外株式・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

| 区 分 | 平成21年4月27日現在 | 平成22年4月26日現在 |
|-------------|---------------|---------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 1,084 | 1,167 |
| 金銭信託 | 13,677,877 | 10,166,273 |
| 投資信託受益証券 | 1,485,889,993 | 1,565,420,670 |
| 投資証券 | 1,482,361,167 | 1,677,065,114 |
| その他未収収益 | 792,575 | 894,682 |
| 流動資産合計 | 2,982,722,696 | 3,253,547,906 |
| 資産合計 | 2,982,722,696 | 3,253,547,906 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 721,858 | 620,000 |
| 流動負債合計 | 721,858 | 620,000 |
| 負債合計 | 721,858 | 620,000 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 5,354,408,739 | 4,155,449,869 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 2,372,407,901 | 902,521,963 |
| 元本等合計 | 2,982,000,838 | 3,252,927,906 |
| 純資産合計 | 2,982,000,838 | 3,252,927,906 |
| 負債純資産合計 | 2,982,722,696 | 3,253,547,906 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 自 平成20年10月28日 至 平成21年 4月27日 | 自 平成21年10月27日 至 平成22年 4月26日 |
|----------------------------|---|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> | <p>(1) 投資信託受益証券 同左</p> <p>(2) 投資証券 同左</p> |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | <p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> | <p>為替予約取引 同左</p> |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> | <p>外貨建取引等の処理基準 同左</p> |

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 平成21年4月27日現在 | 平成22年4月26日現在 |
|------------------------------|--|--|
| 1. 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 4,666,241,531 円 | 4,811,627,590 円 |
| 期中追加設定元本額 | 693,697,112 円 | 66,520,668 円 |
| 期中一部解約元本額 | 5,529,904 円 | 722,698,389 円 |
| 2. 期末元本額及びその内訳 | | |
| フィデリティ・海外株式・ファンド（DC年金） | 102,390,734 円 | 188,940,017 円 |
| MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型） | 116,744,601 円 | 83,160,192 円 |
| MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型） | 917,239,638 円 | 665,184,188 円 |
| MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型） | 3,784,606,330 円 | 2,924,791,518 円 |
| フィデリティ・退職設計・ファンド（1年決算型） | 307,523,005 円 | 201,283,433 円 |
| フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型） | 125,904,431 円 | 92,090,521 円 |
| 計 | 5,354,408,739 円 | 4,155,449,869 円 |
| 3. 計算期間末日における受益権の総数 | 5,354,408,739 口 | 4,155,449,869 口 |
| 4. 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,372,407,901円です。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は902,521,963円です。 |
| 5. 計算期間末日における1口当たり純資産額 | 0.5569 円 | 0.7828 円 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

「フィデリティ・国内債券・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

| 区 分 | 平成21年4月27日現在 | 平成22年4月26日現在 |
|-------------|---------------|---------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | - | 889,822 |
| 投資信託受益証券 | 7,193,002,450 | 6,756,442,664 |
| 未収入金 | 3,452,149 | - |
| 流動資産合計 | 7,196,454,599 | 6,757,332,486 |
| 資産合計 | 7,196,454,599 | 6,757,332,486 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 3,452,148 | - |
| 流動負債合計 | 3,452,148 | - |
| 負債合計 | 3,452,148 | - |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 7,269,118,578 | 6,483,303,985 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 76,116,127 | 274,028,501 |
| 元本等合計 | 7,193,002,451 | 6,757,332,486 |
| 純資産合計 | 7,193,002,451 | 6,757,332,486 |
| 負債純資産合計 | 7,196,454,599 | 6,757,332,486 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 自 平成20年10月28日 至 平成21年 4 月27日 | 自 平成21年10月27日 至 平成22年 4 月26日 |
|-----------------|---|---------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | 投資信託受益証券 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 平成21年 4 月27日現在 | 平成22年 4 月26日現在 |
|---|---|-----------------|
| 1. 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 8,570,628,381 円 | 7,055,434,668 円 |
| 期中追加設定元本額 | 2,289,018 円 | - 円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,303,798,821 円 | 572,130,683 円 |
| 2. 期末元本額及びその内訳 | | |
| M U F G ・ フィデリティ ・ 退職金活用ファンド （安定型） | 845,062,300 円 | 714,160,112 円 |
| M U F G ・ フィデリティ ・ 退職金活用ファンド （安定成長型） | 2,061,689,910 円 | 1,913,225,057 円 |
| M U F G ・ フィデリティ ・ 退職金活用ファンド （成長型） | 1,407,068,341 円 | 1,367,298,497 円 |
| フィデリティ ・ 退職設計 ・ ファンド（1年決算型） | 1,952,075,479 円 | 1,721,528,212 円 |
| フィデリティ ・ 退職設計 ・ ファンド（隔月決算型） | 1,003,222,548 円 | 767,092,107 円 |
| 計 | 7,269,118,578 円 | 6,483,303,985 円 |
| 3. 計算期間末日における受益権の総数 | 7,269,118,578 口 | 6,483,303,985 口 |
| 4. 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は76,116,127円です。 | - |
| 5. 計算期間末日における1口当たり純資産額 | 0.9895 円 | 1.0423 円 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

「フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

| 区 分 | 平成21年 4月27日現在 | 平成22年 4月26日現在 |
|-------------|-----------------|-----------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 310,052,665 | 175,258,984 |
| 投資信託受益証券 | 52,644,428,863 | 49,127,101,795 |
| 投資証券 | 76,338,789,819 | 70,238,250,939 |
| 派生商品評価勘定 | 7,347,216 | - |
| 未収入金 | 1,683,860,751 | 609,043,011 |
| 未収配当金 | 87,180,291 | 69,111,585 |
| その他未収収益 | 22,000,875 | 19,932,135 |
| 流動資産合計 | 131,093,660,480 | 120,238,698,449 |
| 資産合計 | 131,093,660,480 | 120,238,698,449 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | - | 5,635,939 |
| 未払解約金 | 2,001,059,316 | 778,515,275 |
| 流動負債合計 | 2,001,059,316 | 784,151,214 |
| 負債合計 | 2,001,059,316 | 784,151,214 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 153,091,597,093 | 116,027,147,771 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 23,998,995,929 | 3,427,399,464 |
| 元本等合計 | 129,092,601,164 | 119,454,547,235 |
| 純資産合計 | 129,092,601,164 | 119,454,547,235 |
| 負債純資産合計 | 131,093,660,480 | 120,238,698,449 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 自 平成20年10月28日 至 平成21年 4 月27日 | 自 平成21年10月27日 至 平成22年 4 月26日 |
|---------------------------|---|---|
| 1 . 有価証券の評価基準 及び評価方法 | <p>(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> | <p>(1) 投資信託受益証券 同左</p> <p>(2) 投資証券 同左</p> |
| 2 . デリバティブの評価 基準及び評価方法 | <p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> | <p>為替予約取引 同左</p> |

| 項目 | 自 平成20年10月28日 至 平成21年 4月27日 | 自 平成21年10月27日 至 平成22年 4月26日 |
|----------------------------|--|--------------------------------|
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 | 外貨建取引等の処理基準 同左 |

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 平成21年4月27日現在 | 平成22年4月26日現在 |
|------------------------------|---|-------------------|
| 1. 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 176,360,418,662 円 | 136,127,265,299 円 |
| 期中追加設定元本額 | 60,073,825 円 | - 円 |
| 期中一部解約元本額 | 23,328,895,394 円 | 20,100,117,528 円 |
| 2. 期末元本額及びその内訳 | | |
| フィデリティ・世界3資産・ファンド（毎月決算型） | 107,253,794,766 円 | 80,716,732,363 円 |
| フィデリティ・世界分散・ファンド（債券重視型） | 34,847,936,003 円 | 26,150,340,197 円 |
| フィデリティ・世界分散・ファンド（株式重視型） | 7,989,919,746 円 | 6,771,038,072 円 |
| MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型） | 169,372,380 円 | 122,265,923 円 |
| MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型） | 922,791,300 円 | 748,564,638 円 |
| MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型） | 1,300,674,630 円 | 1,090,594,822 円 |
| フィデリティ・退職設計・ファンド（1年決算型） | 409,358,824 円 | 295,077,296 円 |
| フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型） | 197,749,444 円 | 132,534,460 円 |
| 計 | 153,091,597,093 円 | 116,027,147,771 円 |
| 3. 計算期間末日における受益権の総数 | 153,091,597,093 口 | 116,027,147,771 口 |
| 4. 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は23,998,995,929円です。 | - |
| 5. 計算期間末日における1口当たり純資産額 | 0.8432 円 | 1.0295 円 |

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（平成21年4月27日現在）

| 種 類 | 契約額等(円) | | 時価(円) | 評価損益(円) |
|-----------|-------------|-------|-------------|-----------|
| | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | | | | |
| 為替予約取引 | | | | |
| 売建 | | | | |
| アメリカ・ドル | 698,038,721 | - | 690,719,811 | 7,318,910 |
| ユーロ | 9,788,768 | - | 9,760,462 | 28,306 |
| 合 計 | 707,827,489 | - | 700,480,273 | 7,347,216 |

（平成22年4月26日現在）

| 種 類 | 契約額等(円) | | 時価(円) | 評価損益(円) |
|-----------|-------------|-------|-------------|-----------|
| | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | | | | |
| 為替予約取引 | | | | |
| 売建 | | | | |
| アメリカ・ドル | 200,000,000 | - | 201,951,114 | 1,951,114 |
| イギリス・ポンド | 300,000,000 | - | 303,684,825 | 3,684,825 |
| 合 計 | 500,000,000 | - | 505,635,939 | 5,635,939 |

（注）時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう
に評価しております。
 - 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対
顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先
物相場の仲値により評価しております。
 - 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない
場合は、以下の方法によっております。
計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、
発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客
先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合に
は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価して
おります。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期
間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

「フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド」の状況
 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

| 区 分 | 平成21年4月27日現在 | 平成22年4月26日現在 |
|-------------|----------------|----------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 265,431,580 | 805,613,813 |
| 金銭信託 | 18,015,177 | 38,624,194 |
| 投資証券 | 24,378,759,281 | 29,939,111,913 |
| 派生商品評価勘定 | 98,984 | 320,753 |
| 未収入金 | 429,468,069 | 127,698,937 |
| 未収配当金 | 78,469,548 | 53,342,644 |
| 流動資産合計 | 25,170,242,639 | 30,964,712,254 |
| 資産合計 | 25,170,242,639 | 30,964,712,254 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 432,804 | 325,829 |
| 未払金 | 336,072,122 | 65,524,864 |
| 未払解約金 | - | 64,582,818 |
| 流動負債合計 | 336,504,926 | 130,433,511 |
| 負債合計 | 336,504,926 | 130,433,511 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 56,151,196,336 | 42,999,367,107 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 31,317,458,623 | 12,165,088,364 |
| 元本等合計 | 24,833,737,713 | 30,834,278,743 |
| 純資産合計 | 24,833,737,713 | 30,834,278,743 |
| 負債純資産合計 | 25,170,242,639 | 30,964,712,254 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 自 平成20年10月28日 至 平成21年 4月27日 | 自 平成21年10月27日 至 平成22年 4月26日 |
|----------------------------|--|--------------------------------|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 | 投資証券 同左 |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 | 為替予約取引 同左 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 | 外貨建取引等の処理基準 同左 |

（貸借対照表に関する注記）

| 項目 | 平成21年4月27日現在 | 平成22年4月26日現在 |
|------------------------------|---|---|
| 1. 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 50,768,196,059 円 | 53,696,273,276 円 |
| 期中追加設定元本額 | 6,271,969,081 円 | - 円 |
| 期中一部解約元本額 | 888,968,804 円 | 10,696,906,169 円 |
| 2. 期末元本額及びその内訳 | | |
| フィデリティ・世界3資産・ファンド（毎月決算型） | 33,038,336,089 円 | 25,494,214,738 円 |
| フィデリティ・世界分散・ファンド（債券重視型） | 9,679,145,244 円 | 8,268,532,332 円 |
| フィデリティ・世界分散・ファンド（株式重視型） | 4,679,495,574 円 | 4,306,506,070 円 |
| MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型） | 136,478,321 円 | 89,606,947 円 |
| MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型） | 981,932,492 円 | 739,025,424 円 |
| MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型） | 1,361,348,752 円 | 1,072,239,408 円 |
| フィデリティ・退職設計・ファンド（1年決算型） | 350,658,695 円 | 216,988,672 円 |
| フィデリティ・退職設計・ファンド（隔月決算型） | 144,740,581 円 | 96,977,491 円 |
| フィデリティ・資産分散投信（安定型） | 867,333,744 円 | 400,828,622 円 |
| フィデリティ・資産分散投信（成長型） | 4,911,726,844 円 | 2,314,447,403 円 |
| 計 | 56,151,196,336 円 | 42,999,367,107 円 |
| 3. 計算期間末日における受益権の総数 | 56,151,196,336 口 | 42,999,367,107 口 |
| 4. 元本の欠損 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は31,317,458,623円です。 | 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は12,165,088,364円です。 |
| 5. 計算期間末日における1口当たり純資産額 | 0.4423 円 | 0.7171 円 |

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（平成21年4月27日現在）

| 種 類 | 契約額等(円) | | 時価(円) | 評価損益(円) |
|------------|-------------|-------|-------------|---------|
| | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | | | | |
| 為替予約取引 | | | | |
| 売建 | | | | |
| オーストラリア・ドル | 41,802,000 | - | 41,724,000 | 78,000 |
| カナダ・ドル | 8,462,631 | - | 8,469,973 | 7,342 |
| ユーロ | 52,357,355 | - | 52,353,263 | 4,092 |
| 買建 | | | | |
| アメリカ・ドル | 45,988,695 | - | 45,565,090 | 423,605 |
| オーストラリア・ドル | 56,633,291 | - | 56,648,326 | 15,035 |
| 合 計 | 205,243,972 | - | 204,760,652 | 333,820 |

（平成22年4月26日現在）

| 種 類 | 契約額等(円) | | 時価(円) | 評価損益(円) |
|------------|------------|-------|------------|---------|
| | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | | | | |
| 為替予約取引 | | | | |
| 売建 | | | | |
| アメリカ・ドル | 26,000,000 | - | 25,969,671 | 30,329 |
| オーストラリア・ドル | 21,547,500 | - | 21,850,000 | 302,500 |
| ユーロ | 4,350,439 | - | 4,373,037 | 22,598 |
| 買建 | | | | |
| アメリカ・ドル | 25,897,939 | - | 26,187,632 | 289,693 |
| 合 計 | 77,795,878 | - | 78,380,340 | 5,076 |

（注）時価の算定方法

- 1．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう
に評価しております。
 - （1）計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対
顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先
物相場の仲値により評価しております。
 - （2）計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない
場合は、以下の方法によっております。
計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、
発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客
先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合に
は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価して
おります。
- 2．計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期
間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

「フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

| 区 分 | 平成21年4月27日現在 | 平成22年4月26日現在 |
|-------------|--------------|--------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 金銭信託 | 916,125 | 1 |
| 投資信託受益証券 | 890,236,974 | 804,413,477 |
| 未収入金 | 5,048 | - |
| 流動資産合計 | 891,158,147 | 804,413,478 |
| 資産合計 | 891,158,147 | 804,413,478 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 921,172 | - |
| 流動負債合計 | 921,172 | - |
| 負債合計 | 921,172 | - |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 881,860,334 | 795,820,604 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 8,376,641 | 8,592,874 |
| 元本等合計 | 890,236,975 | 804,413,478 |
| 純資産合計 | 890,236,975 | 804,413,478 |
| 負債純資産合計 | 891,158,147 | 804,413,478 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 自 平成20年10月28日 至 平成21年 4 月27日 | 自 平成21年10月27日 至 平成22年 4 月26日 |
|-----------------|---|---------------------------------|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 | 投資信託受益証券 同左 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 平成21年 4 月27日現在 | 平成22年 4 月26日現在 |
|---|-----------------|----------------|
| 1. 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 1,002,598,600 円 | 855,683,185 円 |
| 期中追加設定元本額 | 643,002 円 | - 円 |
| 期中一部解約元本額 | 121,381,268 円 | 59,862,581 円 |
| 2. 期末元本額及びその内訳 | | |
| M U F G ・ フィデリティ ・ 退職金活用ファンド （安定型） | 140,961,094 円 | 121,900,207 円 |
| M U F G ・ フィデリティ ・ 退職金活用ファンド （安定成長型） | 252,813,970 円 | 248,549,960 円 |
| フィデリティ ・ 退職設計 ・ ファンド（1年決算型） | 322,233,018 円 | 294,159,545 円 |
| フィデリティ ・ 退職設計 ・ ファンド（隔月決算型） | 165,852,252 円 | 131,210,892 円 |
| 計 | 881,860,334 円 | 795,820,604 円 |
| 3. 計算期間末日における受益権の総数 | 881,860,334 口 | 795,820,604 口 |
| 4. 計算期間末日における1口当たり純資産額 | 1.0095 円 | 1.0108 円 |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

原届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 純資産額計算書」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

【純資産額計算書】

(安定型)

(2010年5月31日現在)

| 種類 | 金額 | 単位 |
|-----------------|---------------|----|
| 資産総額 | 1,216,625,667 | 円 |
| 負債総額 | 708,311 | 円 |
| 純資産総額(-) | 1,215,917,356 | 円 |
| 発行済数量 | 1,321,609,260 | 口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 0.9200 | 円 |

(安定成長型)

(2010年5月31日現在)

| 種類 | 金額 | 単位 |
|-----------------|---------------|----|
| 資産総額 | 4,753,640,285 | 円 |
| 負債総額 | 8,245,182 | 円 |
| 純資産総額(-) | 4,745,395,103 | 円 |
| 発行済数量 | 5,765,538,588 | 口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 0.8231 | 円 |

(成長型)

(2010年5月31日現在)

| 種類 | 金額 | 単位 |
|-----------------|---------------|----|
| 資産総額 | 6,775,800,113 | 円 |
| 負債総額 | 16,300,038 | 円 |
| 純資産総額(-) | 6,759,500,075 | 円 |
| 発行済数量 | 9,532,315,874 | 口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 0.7091 | 円 |

(参考) マザーファンドの純資産額計算書
フィデリティ・日本株式・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 種 類 | 金 額 | 単 位 |
|-----------------|---------------|-----|
| 資産総額 | 3,025,167,109 | 円 |
| 負債総額 | 0 | 円 |
| 純資産総額(-) | 3,025,167,109 | 円 |
| 発行済数量 | 5,018,471,264 | 口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 0.6028 | 円 |

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 種 類 | 金 額 | 単 位 |
|-----------------|---------------|-----|
| 資産総額 | 2,775,509,937 | 円 |
| 負債総額 | 374,712 | 円 |
| 純資産総額(-) | 2,775,135,225 | 円 |
| 発行済数量 | 4,172,227,618 | 口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 0.6651 | 円 |

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 種 類 | 金 額 | 単 位 |
|-----------------|---------------|-----|
| 資産総額 | 6,691,725,103 | 円 |
| 負債総額 | 59,207,240 | 円 |
| 純資産総額(-) | 6,632,517,863 | 円 |
| 発行済数量 | 6,337,191,282 | 口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 1.0466 | 円 |

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 種 類 | 金 額 | 単 位 |
|-----------------|-----------------|-----|
| 資産総額 | 109,002,074,115 | 円 |
| 負債総額 | 1,008,667,577 | 円 |
| 純資産総額(-) | 107,993,406,538 | 円 |
| 発行済数量 | 112,691,808,574 | 口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 0.9583 | 円 |

フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 種 類 | 金 額 | 単 位 |
|-----------------|----------------|-----|
| 資産総額 | 27,034,866,601 | 円 |
| 負債総額 | 432,507,015 | 円 |
| 純資産総額(-) | 26,602,359,586 | 円 |
| 発行済数量 | 41,644,605,249 | 口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 0.6388 | 円 |

フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド

(2010年5月31日現在)

| 種 類 | 金 額 | 単 位 |
|-----------------|-------------|-----|
| 資産総額 | 804,413,879 | 円 |
| 負債総額 | 0 | 円 |
| 純資産総額(-) | 804,413,879 | 円 |
| 発行済数量 | 795,820,604 | 口 |
| 1単位当たり純資産額(/) | 1.0108 | 円 |

第5【設定及び解約の実績】

原届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第5 設定及び解約の実績」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

（安定型）

| 期 | 設定数量 (口) | 解約数量 (口) | 発行済数量 (口) |
|---------------------------------------|---------------|-------------|---------------|
| 第1期 | 2,006,571,917 | 191,939,600 | 1,814,632,317 |
| 第2期 | 357,241,983 | 466,518,876 | 1,705,355,424 |
| 第3期 | 62,917,010 | 256,112,325 | 1,512,160,109 |
| 第4期中 自 2009年10月27日 至 2010年4月26日 | 1,977,962 | 187,022,734 | 1,327,115,337 |

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

（安定成長型）

| 期 | 設定数量 (口) | 解約数量 (口) | 発行済数量 (口) |
|---------------------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 第1期 | 9,371,336,621 | 941,028,896 | 8,430,307,725 |
| 第2期 | 440,104,928 | 1,647,990,590 | 7,222,422,063 |
| 第3期 | 70,629,448 | 740,083,511 | 6,552,968,000 |
| 第4期中 自 2009年10月27日 至 2010年4月26日 | 19,040,450 | 712,242,598 | 5,859,765,852 |

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

（成長型）

| 期 | 設定数量 (口) | 解約数量 (口) | 発行済数量 (口) |
|---------------------------------------|----------------|---------------|----------------|
| 第1期 | 14,929,421,149 | 1,376,483,995 | 13,552,937,154 |
| 第2期 | 453,875,099 | 2,018,721,590 | 11,988,090,663 |
| 第3期 | 205,398,690 | 1,334,046,396 | 10,859,442,957 |
| 第4期中 自 2009年10月27日 至 2010年4月26日 | 25,541,177 | 1,273,017,959 | 9,611,966,175 |

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金等

(2009年11月末日現在)

| | |
|-------------------|-------------|
| 資本金の額 | 金10億円 |
| 発行する株式の総数 | 80,000株 |
| 発行済株式総数 | 20,000株 |
| 最近5年間における資本金の額の増減 | 該当事項はありません。 |

(2) (略)

<訂正後>

(1) 資本金等

(2010年5月末日現在)

| | |
|-------------------|-------------|
| 資本金の額 | 金10億円 |
| 発行する株式の総数 | 80,000株 |
| 発行済株式総数 | 20,000株 |
| 最近5年間における資本金の額の増減 | 該当事項はありません。 |

(2) (略)

2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

（略）

2009年11月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託132本、親投資信託50本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額1,854,087,689,805円です。

< 訂正後 >

（略）

2010年5月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託127本、親投資信託50本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額 2,297,836,701,061円です。

3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第四部 特別情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

当社の財務諸表は、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第23期 (平成21年3月31日) | 第24期 (平成22年3月31日) |
|------------|----------------------|----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 457,408 | 872,753 |
| 前払費用 | 196,449 | 141,517 |
| 未収委託者報酬 | 3,351,037 | 4,090,233 |
| 未収収益 | 662,964 | 787,091 |
| 未収入金 | *1 894,622 | 673,820 |
| 立替金 | 222,426 | 220,192 |
| 繰延税金資産 | 935,773 | 1,283,769 |
| 短期貸付金 | *1 9,270,000 | 8,420,000 |
| 未収還付法人税等 | 197,489 | - |
| 未収還付消費税等 | 228,772 | - |
| 流動資産合計 | 16,416,944 | 16,489,378 |
| 固定資産 | | |
| 無形固定資産 | | |
| 電話加入権 | 7,487 | 7,487 |
| 無形固定資産合計 | 7,487 | 7,487 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 3,471 | 4,527 |
| 長期差入保証金 | 874,052 | 645,332 |
| 会員預託金 | 26,430 | 1,230 |
| 繰延税金資産 | 1,922,556 | - |
| 投資その他の資産合計 | 2,826,510 | 651,089 |
| 固定資産合計 | 2,833,998 | 658,576 |
| 資産合計 | 19,250,942 | 17,147,955 |

| | 第23期 (平成21年3月31日) | 第24期 (平成22年3月31日) |
|-------------------|----------------------|----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 33,911 | 14,864 |
| 未払金 | *1 | |
| 未払手数料 | 1,415,082 | 1,760,269 |
| その他未払金 | 502,939 | 706,803 |
| 未払費用 | 1,210,915 | 1,256,306 |
| 未払法人税等 | - | 14,171 |
| 未払消費税等 | - | 43,012 |
| 賞与引当金 | 1,626,866 | 2,332,442 |
| 流動負債合計 | 4,789,715 | 6,127,869 |
| 固定負債 | | |
| 長期賞与引当金 | 1,135,406 | 406,643 |
| 退職給付引当金 | 3,581,242 | 4,062,501 |
| 固定負債合計 | 4,716,648 | 4,469,144 |
| 負債合計 | 9,506,364 | 10,597,014 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 8,744,868 | 5,550,487 |
| 利益剰余金合計 | 8,744,868 | 5,550,487 |
| 株主資本合計 | 9,744,868 | 6,550,487 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 289 | 453 |
| 評価・換算差額等合計 | 289 | 453 |
| 純資産合計 | 9,744,578 | 6,550,941 |
| 負債純資産合計 | 19,250,942 | 17,147,955 |

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第23期 | 第24期 |
|-------------|------------------------------|------------------------------|
| | 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日 | 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日 |
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 20,065,182 | 18,822,873 |
| その他営業収益 | 6,472,679 | 4,395,223 |
| 営業収益計 | 26,537,861 | 23,218,096 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 8,760,856 | 8,357,908 |
| 広告宣伝費 | 414,173 | 744,550 |
| 公告料 | 864 | 780 |
| 受益証券発行費 | 1,837 | 526 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 666,611 | 461,807 |
| 委託調査費 | 2,667,561 | 2,267,889 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 45,146 | 31,491 |
| 印刷費 | 181,167 | 107,855 |
| 協会費 | 27,746 | 21,625 |
| 諸会費 | 2,569 | 5,639 |
| 営業費用計 | 12,768,533 | 12,000,072 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 424,304 | 353,613 |
| 給料・手当 | 3,705,312 | 3,247,899 |
| 賞与 | 801,174 | 3,009,997 |
| 福利厚生費 | 1,099,112 | 1,131,276 |
| 交際費 | 23,400 | 82,041 |
| 旅費交通費 | 186,651 | 152,312 |
| 租税公課 | 58,534 | 35,805 |
| 弁護士報酬 | 41,810 | 4,064 |
| 不動産賃借料・共益費 | 654,698 | 557,066 |
| 支払ロイヤリティ | 345,440 | 58,245 |
| 退職給付費用 | 209,286 | 763,484 |
| 消耗器具備品費 | 67,201 | 65,723 |
| 事務委託費 | 4,076,521 | 3,037,657 |
| 諸経費 | 440,388 | 293,108 |
| 一般管理費計 | 12,133,838 | 12,792,296 |
| 営業利益（ 営業損失） | 1,635,490 | 1,574,275 |
| 営業外収益 | *1 | |
| 受取利息 | 136,208 | 84,143 |
| 保険配当金 | 12,678 | 13,381 |
| 為替差益 | 5,421 | - |
| 雑益 | 1,290 | 14,107 |
| 営業外収益計 | 155,599 | 111,633 |

| | 第23期 | 第24期 |
|---------------|------------------------------|------------------------------|
| | 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日 | 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日 |
| 営業外費用 | | |
| 寄付金 | 5,315 | - |
| 為替差損 | - | 33,219 |
| 雑損 | 94,376 | - |
| 営業外費用計 | 99,691 | 33,219 |
| 経常利益(経常損失) | 1,691,397 | 1,495,861 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 4 | - |
| 退職給付引当金戻入益 | 383,190 | - |
| 賞与引当金戻入益 | 418,216 | - |
| 特別利益計 | 801,411 | - |
| 特別損失 | | |
| 特別退職金 | 570,633 | 22,027 |
| 事務過誤損失 | 4,155 | 1,571 |
| 投資有価証券売却損 | - | 98,200 |
| 特別損失計 | 574,789 | 121,798 |
| 税引前当期純利益 | | |
| (税引前当期純損失) | 1,918,019 | 1,617,660 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 43,925 | 2,471 |
| 法人税等調整額 | 1,249,147 | 1,574,249 |
| 法人税等合計 | 1,293,072 | 1,576,720 |
| 当期純利益(当期純損失) | 624,946 | 3,194,381 |

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 第23期 | | 第24期 | |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 自 平成20年4月 1日 | 至 平成21年3月31日 | 自 平成21年4月 1日 | 至 平成22年3月31日 |
| 株主資本 | | | | |
| 資本金 | | | | |
| 前期末残高 | 1,000,000 | | 1,000,000 | |
| 当期変動額 | | | | |
| 当期変動額合計 | | - | | - |
| 当期末残高 | 1,000,000 | | 1,000,000 | |
| 利益剰余金 | | | | |
| その他利益剰余金 | | | | |
| 繰越利益剰余金 | | | | |
| 前期末残高 | 8,119,921 | | 8,744,868 | |
| 当期変動額 | | | | |
| 純利益(純損失) | 624,946 | | 3,194,381 | |
| 当期変動額合計 | 624,946 | | 3,194,381 | |
| 当期末残高 | 8,744,868 | | 5,550,487 | |
| 株主資本合計 | | | | |
| 前期末残高 | 9,119,921 | | 9,744,868 | |
| 当期変動額 | | | | |
| 純利益(純損失) | 624,946 | | 3,194,381 | |
| 当期変動額合計 | 624,946 | | 3,194,381 | |
| 当期末残高 | 9,744,868 | | 6,550,487 | |
| 評価・換算差額等 | | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | | |
| 前期末残高 | 3 | | 289 | |
| 当期変動額 | | | | |
| 株主資本以外の項目の当 | | | | |
| 期変動額(純額) | 286 | | 743 | |
| 当期変動額合計 | 286 | | 743 | |
| 当期末残高 | 289 | | 453 | |
| 純資産合計 | | | | |
| 前期末残高 | 9,119,918 | | 9,744,578 | |
| 当期変動額 | | | | |
| 純利益(純損失) | 624,946 | | 3,194,381 | |
| 株主資本以外の項目の当 | | | | |
| 期変動額(純額) | 286 | | 743 | |
| 当期変動額合計 | 624,660 | | 3,193,640 | |
| 当期末残高 | 9,744,578 | | 6,550,941 | |

重要な会計方針

| 項目 | 第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日 | 第24期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日 |
|----------------------------|---|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法によっております。）</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p> | <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> |
| 2. 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しています。 数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。</p> <p>(3) 賞与引当金、長期賞与引当金 賞与引当金は、従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額を計上しております。</p> | <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) 賞与引当金、長期賞与引当金 同左</p> |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>(1) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p> | <p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同左</p> |

注記事項

（貸借対照表関係）

| 第23期 （平成21年3月31日現在） | 第24期 （平成22年3月31日現在） |
|--|---|
| *1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 未収入金 660,620千円 短期貸付金 9,270,000千円 未払金 79,371千円 | *1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。 未収入金 361,536千円 短期貸付金 8,420,000千円 未払金 282,829千円 |

（損益計算書関係）

| 第23期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日 | 第24期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日 |
|--|--|
| *1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が136,208千円含まれております | *1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が84,143千円含まれております。 |

（株主資本等変動計算書関係）

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 20,000株 | - | - | 20,000株 |
| 合計 | 20,000株 | - | - | 20,000株 |

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 前事業年度末 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|-------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 20,000株 | - | - | 20,000株 |
| 合計 | 20,000株 | - | - | 20,000株 |

（リース取引関係）

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

当社は、該当事項はありません。

第24期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は、該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

第24期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度により、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）. 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について短期的な預金及びグループ会社への貸付金に限定しております。また、所要資金は自己資金で賄っており、銀行借入、社債発行等による資金調達は行っておりません。

（2）. 金融商品の内容及びそのリスク

預金は、銀行の信用リスクに晒されておりますが、預金に関しては数行に分散して預入れしており、リスクの軽減を図っております。営業債権である未収委託者報酬および未収収益、未収入金については、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。

（3）. 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみで運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。

未収委託者報酬及び未収収益は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。

また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、リスクを管理しております。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

| | 貸借対照表上額 （千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|------------|-----------------|------------|--------|
| (1)現金及び預金 | 872,753 | 872,753 | - |
| (2)未収委託者報酬 | 4,090,233 | 4,090,233 | - |
| (3)短期貸付金 | 8,420,000 | 8,420,000 | - |
| 資産計 | 13,382,986 | 13,382,986 | - |
| (4)未払手数料 | 1,760,269 | 1,760,269 | - |
| 負債計 | 1,760,269 | 1,760,269 | - |

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）～（3）現金及び預金、未収委託者報酬、短期貸付金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）未払手数料

これらはほとんど短期間で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

第23期（平成21年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

| 区分 | 取得原価（千円） | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円） | 差額（千円） |
|-----------------------------|----------|--------------------------------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他 | 2,000 | 1,710 | 289 |
| 小計 | 2,000 | 1,710 | 289 |
| 合計 | 2,000 | 1,710 | 289 |

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

| 区分 | 貸借対照表計上額（千円） | 摘要 |
|-----------------------------|--------------|----|
| その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く） | 1,761 | |

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

| 売却額（千円） | 売却益の合計額（千円） | 売却損の合計額（千円） |
|---------|-------------|-------------|
| 104 | 4 | - |

第24期（平成22年3月31日現在）

1. その他有価証券

| 区分 | 取得原価（千円） | 貸借対照表日における貸借対照表計上額（千円） | 差額（千円） |
|-----------------------------|----------|------------------------|--------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他 | 2,000 | 2,765 | 765 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他 | 1,761 | 1,761 | - |
| 小計 | 3,761 | 4,527 | 765 |
| 合計 | 3,761 | 4,527 | 765 |

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

| 売却額（千円） | 売却益の合計額（千円） | 売却損の合計額（千円） |
|-----------|-------------|-------------|
| 1,901,800 | - | 98,200 |

（デリバティブ取引関係）

第23期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

| 第23期 (平成21年3月31日現在) | 第24期 (平成22年3月31日現在) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------|-------------|---------------|-------------|--------------------|----------|------------------|-------------|------------------|-------------|---|------------|-------------|---------------|--------------------|---------------|-----------------|----------------|---|-------------|-------------|----------|----------|--------------------|----------|------------------|---------|------------------|---|--------------|-----------|---------|------|--------------------|--------|-----------------|-----|
| <p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">3,551,310千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">3,551,310千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">29,932千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">3,581,242千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">3,581,242千円</td> </tr> </table> | (1) 退職給付債務 | 3,551,310千円 | (2) 未積立退職給付債務 | 3,551,310千円 | (3) 未認識過去勤務債務 | 29,932千円 | (4) 貸借対照表計上額純額 | 3,581,242千円 | (5) 退職給付引当金 | 3,581,242千円 | <p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">4,027,690千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">4,027,690千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">34,811千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">4,062,501千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">4,062,501千円</td> </tr> </table> | (1) 退職給付債務 | 4,027,690千円 | (2) 未積立退職給付債務 | 4,027,690千円 | (3) 未認識過去勤務債務 | 34,811千円 | (4) 貸借対照表計上額純額 | 4,062,501千円 | (5) 退職給付引当金 | 4,062,501千円 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 退職給付債務 | 3,551,310千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 未積立退職給付債務 | 3,551,310千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 未認識過去勤務債務 | 29,932千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 貸借対照表計上額純額 | 3,581,242千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 退職給付引当金 | 3,581,242千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 退職給付債務 | 4,027,690千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 未積立退職給付債務 | 4,027,690千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 未認識過去勤務債務 | 34,811千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 貸借対照表計上額純額 | 4,062,501千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 退職給付引当金 | 4,062,501千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 勤務費用</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">255,065千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">26,951千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">21,321千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">16,202千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 臨時に支払った割増退職金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(6) 退職給付費用の額</td> <td style="text-align: right;">244,493千円</td> </tr> </table> <p>(注) 従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 割引率</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">1.8%</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table> | (1) 勤務費用 | 255,065千円 | (2) 利息費用 | 26,951千円 | (3) 数理計算上の差異の費用処理額 | 21,321千円 | (4) 過去勤務債務の費用処理額 | 16,202千円 | (5) 臨時に支払った割増退職金 | - | (6) 退職給付費用の額 | 244,493千円 | (1) 割引率 | 1.8% | (2) 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 | (3) 過去勤務債務の処理年数 | 10年 | <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 勤務費用</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">605,150千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">19,974千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">86,371千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">4,879千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 臨時に支払った割増退職金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(6) 退職給付費用の額</td> <td style="text-align: right;">716,374千円</td> </tr> </table> <p>(注) 従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 割引率</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">1.6%</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table> | (1) 勤務費用 | 605,150千円 | (2) 利息費用 | 19,974千円 | (3) 数理計算上の差異の費用処理額 | 86,371千円 | (4) 過去勤務債務の費用処理額 | 4,879千円 | (5) 臨時に支払った割増退職金 | - | (6) 退職給付費用の額 | 716,374千円 | (1) 割引率 | 1.6% | (2) 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 | (3) 過去勤務債務の処理年数 | 10年 |
| (1) 勤務費用 | 255,065千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 利息費用 | 26,951千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 数理計算上の差異の費用処理額 | 21,321千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 過去勤務債務の費用処理額 | 16,202千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 臨時に支払った割増退職金 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (6) 退職給付費用の額 | 244,493千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 割引率 | 1.8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 過去勤務債務の処理年数 | 10年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 勤務費用 | 605,150千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 利息費用 | 19,974千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 数理計算上の差異の費用処理額 | 86,371千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 過去勤務債務の費用処理額 | 4,879千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 臨時に支払った割増退職金 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (6) 退職給付費用の額 | 716,374千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 割引率 | 1.6% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 過去勤務債務の処理年数 | 10年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| 内訳 | 第23期 (平成21年3月31日現在) | 第24期 (平成22年3月31日現在) |
|------------------|------------------------|------------------------|
| (繰延税金資産) | | |
| 退職給付引当金損金算入限度超過額 | 1,487,074千円 | 1,653,031千円 |
| 賞与引当金 | 1,114,005千円 | 1,000,711千円 |
| 未払費用否認 | 231,199千円 | 458,688千円 |
| 繰越欠損金 | - | 585,286千円 |
| その他 | 373,819千円 | 12,804千円 |
| 繰延税金資産小計 | <u>3,206,099千円</u> | <u>3,710,523千円</u> |
| 評価性引当額 | <u>347,768千円</u> | <u>2,426,754千円</u> |
| 繰延税金資産合計 | <u>2,858,330千円</u> | <u>1,283,769千円</u> |

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

| 第23期 (平成21年3月31日現在) | | 第24期 (平成22年3月31日現在) |
|------------------------|--------------|------------------------------------|
| 法定実効税率 | 40.69% | 当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。 |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 6.44% | |
| 評価性引当額 | 18.13% | |
| 過年度法人税等 | 2.21% | |
| その他 | <u>0.05%</u> | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 67.42% | |

（関連当事者との取引）

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---------|--------------------------|-----------------|---------------|----------------------------|----------------|--------|-------------|---------------|---------------|-----------|---------------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社 | フィデリティ・インターナショナル・リミテッド | 英領バミューダ、ペンブローク市 | 千米ドル | 投資顧問業 | 被所有間接100% | - | 投資顧問契約の再委任等 | 投資顧問報酬の受取(注1) | 千円 308,425 | 未収入金 | 千円 160,351 |
| | | | 共通発生経費受取額(注2) | | | | | 5,188 | | | |
| | | | 投資顧問報酬の支払(注1) | | | | | 1,130,123 | 未払金 | 56,191 | |
| | | | 共通発生経費負担額(注2) | | | | | 733,585 | | | |
| | | | 金銭の貸付(注3) | | | | | 570,000 | 短期貸付金 | 9,270,000 | |
| | | | 利息の受取(注3) | | | | | 136,208 | 未収入金 | 29,879 | |
| 親会社の子会社 | フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社 | 東京都港区 | 千円 | 証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理 | 被所有直接100% | 兼任1名 | 当社事業活動の管理等 | 共通発生経費負担額(注2) | 603,931 | 未払金 | 23,433 |
| | | | 4,510,000 | | | | | 連結法人税の個別帰属額 | - | 未収入金 | 436,083 |

（2）兄弟会社

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---------|--------------|-------|-----------------|-------|----------------|--------|----------------|---------------|-----------------|-----|---------------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社の子会社 | フィデリティ証券株式会社 | 東京都港区 | 千円 4,207,500 | 証券業 | - | 兼任1名 | 当社設定投資信託の募集・販売 | 共通発生経費負担額(注2) | 千円 1,214,042 | 未払金 | 千円 120,576 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問報酬の收受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

（注2）共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

（注3）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

第24期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|--------------------------|-----------------|-----------------|----------------------------|----------------|--------|-------------|-------------|---------------|--------|-----------------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社 | FIL リミテッド | 英領バミューダ、ペンブローク市 | 千米ドル | 投資顧問業 | 被所有間接100% | - | 投資顧問契約の再委任等 | 金銭の貸付（注3） | 千円 850,000 | 短期貸付金 | 千円 8,420,000 |
| | | | 利息の受取（注3） | | | | | 84,143 | 未収入金 | 18,902 | |
| | フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社 | 東京都港区 | 千円 4,510,000 | 証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理 | 被所有直接100% | 兼任1名 | 当社事業活動の管理等 | 連結法人税の個別帰属額 | - | 未収入金 | 246,491 |

(2) 兄弟会社

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有（被所有）割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|---------|--------------|-------|-----------------|-------|----------------|--------|----------------|---------------|---------------|-----|---------------|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社の子会社 | フィデリティ証券株式会社 | 東京都港区 | 千円 4,207,500 | 証券業 | - | 兼任1名 | 当社設定投資信託の募集・販売 | 共通発生経費負担額（注2） | 千円 977,263 | 未払金 | 千円 121,196 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資顧問報酬の收受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

(注2) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

（ 1株当たり情報）

| 第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日 | 第24期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日 |
|---|--|
| 1株当たり純資産額 487,228円92銭 1株当たり当期純利益 31,247円32銭 | 1株当たり純資産額 327,547円06銭 1株当たり当期純損失 159,719円06銭 |
| （注） 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 | （注） 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 |
| 損益計算書上の当期純利益 624,946千円 普通株式に係る当期純利益 624,946千円 | 損益計算書上の当期純損失 3,194,381千円 普通株式に係る当期純損失 3,194,381千円 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません | 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません |
| 普通株式の期中平均株式数 20,000株 | 普通株式の期中平均株式数 20,000株 |

（重要な後発事象）

| 第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日 | 第24期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 該当事項はありません。 | 該当事項はありません。 |

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

原届出書「第四部 特別情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

| ファンドの運営における役割 | 名称 | 資本金の額 (2010年3月末日現在) | 事業の内容 |
|--|------------------------------|---|--|
| 受託会社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 324,279百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |
| <参考情報> 再信託受託会社 | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 10,000百万円 | |
| 販売会社 | 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,711,958百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。 |
| | 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 324,279百万円 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。 |
| <参考情報> フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンドの運用の委託先 | フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー | 7,950米ドル (約0.73百万円) 1米ドル92.10円で 換算 (2009年12月末日現在) | 主として米国においてファンドに対する投資顧問業務を営んでいます。 |

独立監査人の中間監査報告書

平成21年 6月17日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）の平成20年10月28日から平成21年4月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）の平成21年4月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成20年10月28日から平成21年4月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年6月17日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）の平成20年10月28日から平成21年4月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）の平成21年4月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成20年10月28日から平成21年4月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年 6月17日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）の平成20年10月28日から平成21年4月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）の平成21年4月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成20年10月28日から平成21年4月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年6月2日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）の平成21年10月27日から平成22年4月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定型）の平成22年4月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年10月27日から平成22年4月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年6月2日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）の平成21年10月27日から平成22年4月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド（安定成長型）の平成22年4月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年10月27日から平成22年4月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年6月2日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）の平成21年10月27日から平成22年4月26日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MUF G・フィデリティ・退職金活用ファンド（成長型）の平成22年4月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年10月27日から平成22年4月26日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1 . 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月28日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 梅 木 典 子
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。